

北海道資源管理指針

令和4年9月

北海道

目 次

第1	北海道の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方	1
第2	海洋生物資源等の動向及び管理の方向	3
【魚種別資源管理】		
1	サケ・マス	3
2	コンブ	5
3	ホタテガイ	6
4	スケトウダラ	6
5	ケガニ	8
6	エビ類	8
7	スルメイカ	9
8	サンマ	10
9	タコ類	11
10	ナマコ	12
11	シシャモ	13
12	マダラ	13
13	ホッケ	14
14	カレイ類	15
15	ホッキガイ（ウバガイ）	16
16	ツブ類	17
17	ニシン	18
18	マグロ類	19
19	キチジ	20
20	アサリ	21
【漁業種類別資源管理】		
1	さけ定置漁業	22
2	定置漁業	23
3	小定置漁業	24
4	底建網漁業	25
5	その他の漁業	25
	(1) うにけた網漁業（湧別漁協）	
	(2) ちか・さより固定式刺し網漁業（湧別漁協）	
	(3) しじみがいけた網漁業（西網走漁協）	
	(4) かじき等流し網漁業（広尾漁協）	
	(5) ほやけた網漁業（利尻漁協）	
	(6) かすべ固定式刺し網漁業（利尻漁協）	
	(7) はえなわ（エゾイソアイナメ）漁業（戸井漁協）	
	(8) 火光を利用する敷き網漁業（イカナゴ）（東しゃこたん漁協）	
	(9) 火光を利用する敷き網漁業（イカナゴ）（島牧漁協）	
	(10) めぬけ固定式刺し網漁業（昆布森漁協）	
	(11) まいわしたもすくい網漁業（昆布森漁協）	
	(12) 潜水器（ナマコ・エゾバフンウニ・キタムラサキウニ・エゾアワビ・エムシ）漁業（長万部漁協）	

6	火光を利用する敷き網試験操業	32
第3	資源管理計画の評価・検証及び高度化の実施方針	32
第4	その他	33
第5	本指針の廃止	34
別紙	資源管理措置の履行確認手段について	35

北海道資源管理指針

第1 北海道の海洋生物資源保存及び管理に関する基本的な考え方

1 漁業の概観（漁業環境・資源来遊状況・漁業実態・生産量等）

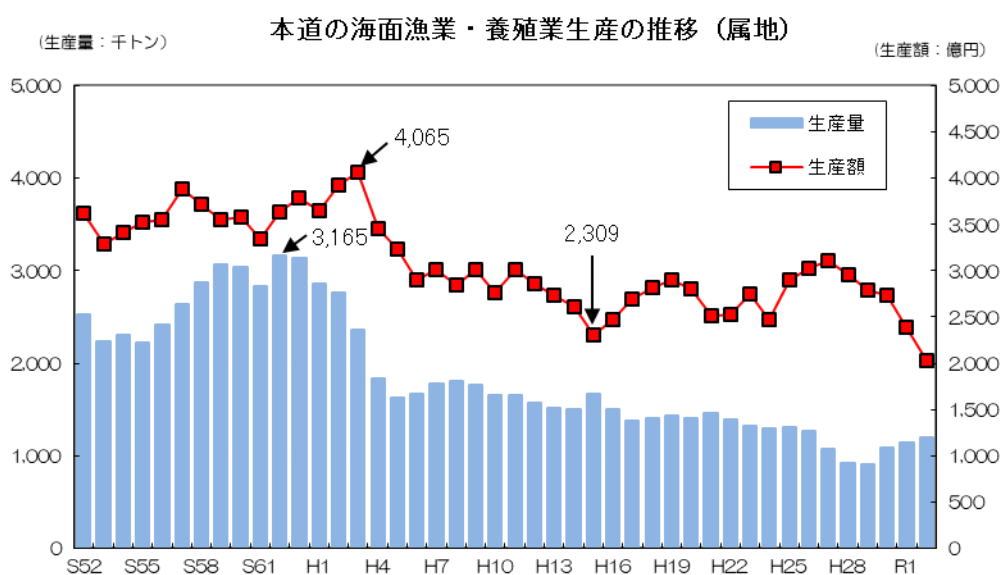
○ 北海道は、日本海、太平洋、オホーツク海とそれぞれ特性の異なる3つの海に囲まれ、全国の12.6%にあたる4,446キロメートル（北方領土を含む。）に及び海岸線を有している。周辺海域は、北方に広く展開する大陸棚と、日本海の武蔵堆などの堆を擁し、海底地形は起伏に富んでおり、また、道東太平洋沖では黒潮から分かれて北上する暖流と栄養塩に富んだ親潮（寒流）が交錯して潮目がつくられるなど、総じて好漁場となっている。また、豊かな恵みの場である広大な漁場を背景として、漁業や水産加工業を中心とした、水産都市や漁村が海岸線に沿って形成されている。

北海道における令和2年の海面漁業・養殖業（属人統計）の生産は、98.9万トン（全国生産の27.8%）、2,021億円（全国生産の16.7%）で、量・額ともに都道府県別第1位の生産となっている。

また、道内の令和元年の水産加工業の出荷額は6,544億円（全国の約2割）であり、漁業生産とあわせて、水産業は本道の基幹産業となっている。

<漁業生産の状況>

○ 本道の令和2年の海面漁業・養殖業の生産量をみると、属地統計で120.2万トンとなっている。海面漁業・養殖業生産（属地統計）の推移をみると、昭和56年からイワシの水揚げの急増などにより増加し、昭和62年には過去最高の316.5万トンを記録した。その後は、公海における漁業規制の強化や、イワシの水揚げの大幅な減少などから平成5年までの6年間で2分の1程度にまで落ち込み、平成29年は91.3万トンで統計を取りまとめ始めた昭和33年以降、最低の生産量となっていたが、平成30年以降3年連続で100万トンを上回っている。この間、スケトウダラやサンマなどについては、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下、「資源管理法」という。）第3条及び第4条に基づく漁獲上限が設定され、平成27年には漁獲可能量が生物学的許容漁獲量と等量になっている。一方、生産額は、属地統計で2,027億円となった。海面漁業・養殖業の生産額（属地統計）の推移をみると、平成3年まで概ね増加傾向で、平成3年にはスケトウダラやコンブの価格の上昇などから過去最高となる4,065億円を記録した。平成4年以降はイワシやスケトウダラの実産量の減少や主要魚種の価格低迷などから減少傾向に転じ、平成15年には2,309億円まで落ち込んだ。平成27年に3,000億円を上回ったものの、再び減少に転じている。



<魚種別の生産動向>

○ 令和2年の本道の海面漁業・養殖業における主要魚種別生産量とその構成比をみると、ホタテガイが42.0万トンで最も多く、全生産量の35.0%を占めている。これにイワシ、スケトウダラ、コンブ、サケが続き、上位5魚種で本道の全生産量の77.0%を占めている。

また、主要魚種別生産額とその構成比をみると、ホタテガイが503億円でもっとも多く、全生産額の24.8%を占めている。これにサケ、コンブ、タコ、スケトウダラが続き、上位5魚種で本道の全生産額の62.0%を占めている。

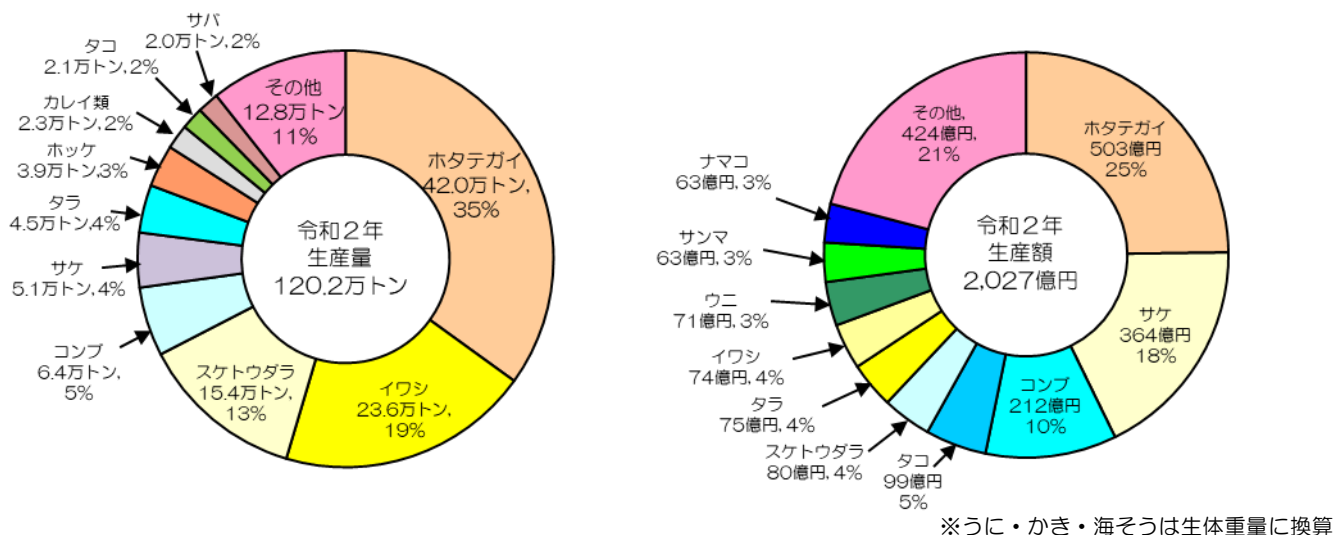
特に、栽培漁業に取り組んでいるホタテガイ、サケ、コンブの3魚種は、生産量では全体の44.6%、生産額で53.2%と大きなウエイトを占めている。

<漁業種類別の生産動向>

○ 令和2年における海面漁業・養殖業の主要漁業種類別生産量をみると、「ほたてがいがけた網」が35.9万トンと最も多く、全生産量の29.9%を占めており、これに「大中型まき網」、「沖合底びき網」、「さけ定置」、「ほたてがいが養殖」が続き、これら5業種で全生産量の76.1%となっている。

また、生産額をみると「ほたてがいがけた網」が389億円で最も多く、全生産額の19.2%を占めている。これに「さけ定置」、「採そう」、「沖合底びき網」、「ほたてがいが養殖」が続き、これら5業種で56.0%を占めている。

本道の魚種別生産量及び生産額(令和2年 属地)



2 資源管理への取組

<漁業者の自主的資源管理措置(自主的措置)>

○ 本道周辺海域の水産資源は総じて安定して推移しているが、漁獲量は緩やかな減少傾向にあることから、漁獲量の安定・向上に向けて、水産資源の適切な管理が重要な課題となっている。

このため、道では、漁業関係団体、道総研水産研究本部などで構成される北海道資源管理協議会からの受託により、水産試験場と連携を図りながら、本道周辺海域の主要な水産資源の状況を調査するとともに、行政及び研究機関等で構成する「水産資源管理会議」において検討された主要24魚種(延べ47海域)の資源評価と管理方策を「北海道水産資源管理マニュアル」として取りまとめ、漁協や漁業者等へ周知し、資源管理の啓発を行っている。

また、これ以外の魚種についてもホッキガイやナマコなど地域単位での資源評価や推定などが行われており、許容漁獲量の設定や操業期間など資源管理に生かされている。

○ これまでも、道では水産試験場と連携して、資源調査の実施や資源管理に関する検討会を開催するなどして、漁業者による自主的な資源管理の取組を促進している。

特に、漁業者自らが「資源管理計画」を策定し、この計画に基づいて資源管理の具体的な取組が進められているが、こうした取組が円滑に進むよう資源調査を実施するなどの支援を行っている。

また、沿岸漁船漁業と沖合底びき網漁業の両業界は、資源を適切に管理し、合理的に利用するため、平成 6 年 3 月にはスケトウダラ、マガレイ、ソウハチについて、平成 7 年 4 月にはヒラメについて、さらに平成 18 年 3 月にはマツカワについて、それぞれ小型魚の漁獲規制等を盛り込んだ海洋水産資源開発促進法（昭和 46 年法律第 60 条）第 13 条に基づく「資源管理協定」（以下、「海洋水産資源開発促進法に基づく資源管理協定」という。）を締結している。

なお、マツカワについては、平成 19 年 8 月に渡島、胆振、日高の各海区漁業調整委員会から、漁業者はもとより遊漁者も対象として、小型魚の海中還元を義務付けた委員会指示が発動されている。

資源管理は資源を利用する者の間で話し合い、協調して取り組むことが重要であることから、道では、資源評価や管理方策の検討に加えて、資源管理推進委員会等の場で協議を促していくとともに、今後も漁業者等の資源管理意識の啓発や向上に努めていく。

<資源回復計画>

- 本道においては、地先種として平成 16 年 4 月に宗谷海峡のイカナゴ（減船や操業期間短縮等）、平成 17 年 3 月にえりも以西海域のマツカワ（大量種苗放流による積極的な資源培養措置と小型魚の保護等）に係る資源回復計画に取り組むとともに、国において、広域種として平成 15 年 10 月に本州を中心に北海道までを含むマサバ太平洋系群（操業隻日数の削減等）、平成 19 年 3 月に北海道から石川県までの日本海海域を対象にスケトウダラ日本海北部系群（操業隻日数の削減、産卵親魚の保護等）に係る資源回復計画にも取り組んできた。

<TAC管理>

- 道では、国の基本計画に基づき本道に配分された数量を適切に管理するため、北海道計画を策定し、定められた数量について適切な管理措置を講じている。

資源管理法では漁業者の自主的な資源管理を促進するための協定制度が設けられており、漁獲量が TAC 配分量の一定割合に達した場合の使用漁具数・操業期間等に関する協議や、TAC 配分量を超える可能性が高い場合の自主休漁措置などについて定めた協定が締結されている。

また、これらの管理措置と資源状況などを勘案し、TAC 枠をより有効活用するためのさらなる自主的措置を検討・実践している例があり、支援していく必要がある。

3 資源管理の方向性

- 本道では、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）、北海道漁業調整規則（令和 2 年規則第 94 号）等の公的規制の遵守を徹底するとともに、これまで取り組んできている、TAC 管理や資源評価に基づく計画的な資源管理の取組も含め、本指針に基づき漁業者の自主的な資源管理の取組を促進するとともに、資源回復計画に基づき取り組んできた資源管理の取組についても継続して実施することにより、水産資源の維持・回復を推進する。

さらに、水産資源の増大を図るために、栽培漁業を積極的に推進する必要があることから、種苗の生産や放流の促進、漁場の整備・開発、放流資源の保護や利用体制の確立などを進めている。

- なお、本指針における公的規制とは、漁業関係法令に基づく各種規制（漁業権行使規則並びに海区及び広域漁業調整委員会を含む。）を指すものとするが、公的規制であっても従来自主的に実施されていた資源管理の取組であって、水産基本計画（平成 14 年 3 月閣議決定）に基づく取組の開始された平成 14 年度以降にこれら公的規制に移行したものについては、本指針においては、自主的な取組とみなし、取り扱うものとする。

- おわりに、本指針の対象漁業は、資源管理・漁業所得補償対策大綱の第 2 の I の 1 により、漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 104 条に規定する漁獲共済の対象となる漁業とする。

第 2 海洋生物資源毎の動向及び管理の方向

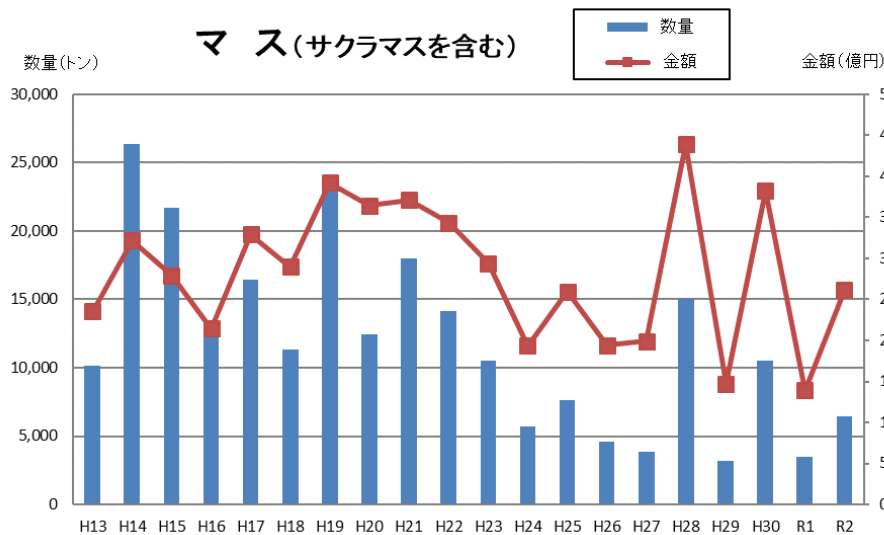
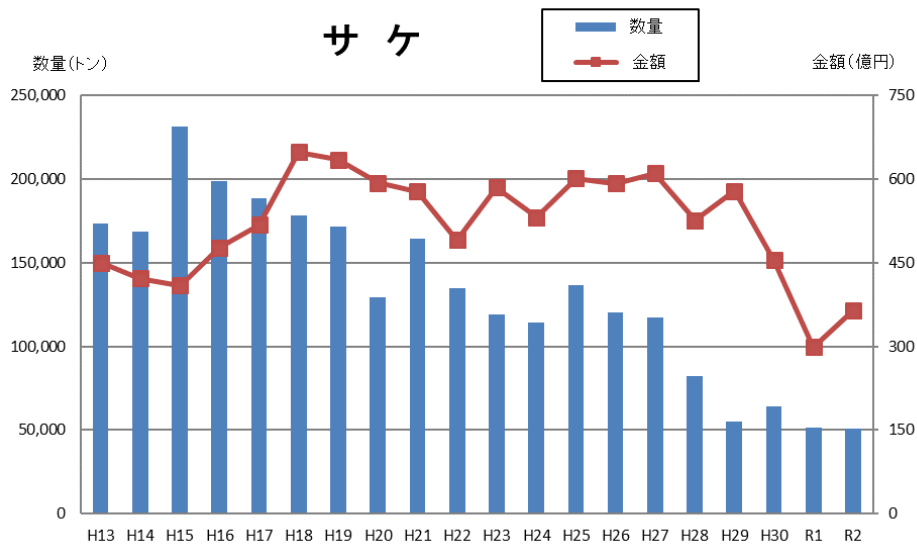
【魚種別資源管理】

1 サケ・マス

(1) 資源及び漁獲の状況

北海道におけるサケ（シロザケ）資源は、人工ふ化放流により支えられ、オホーツク系統群、根室系統群、えりも以東系統群、えりも以西系統群、日本海系統群に分けて、北海道によるふ化放流計画の策定や来遊予測などの統括管理のもと、民間増殖事業団体によって親魚確保・採卵からふ化放流まで一貫した事業が行われている。当該資源は、主にさけ定置漁業（免許）により漁獲されているが、さけ・ます流し網漁業（許可）やます小定置漁業（共同）などでも漁獲される。漁獲量は、平成 15 年の 23.1 万トンピークに、その後は減少傾向にあり、令和 2 年は 5.1 万トンとなっている。

また、マス資源の多くはカラフトマスであり、道北日本海、オホーツク海、根室海峡海域で放流されており、主にます小定置漁業（共同）で漁獲され、漁獲量は好不漁を繰り返しながらも減少傾向にあり、令和 2 年には 0.6 万トンとなっている。



(2) 資源管理目標

北海道におけるサケ・マス資源は、最も重要な漁業資源の一つである。このため、道が策定する「北海道さけ・ます人工ふ化放流計画中期策定方針」に基づき、民間団体等が、シロザケ約 10 億尾、カラフトマス約 1.4 億尾を計画的に放流し、海域別・期別に一定量の来遊割合を確保する資源管理方針がとられている。また、サケについては、親魚確保対策及び密漁対策等を講じ、安定的な資源造成及び適正な利用を図り、漁業経営の安定に資することを目的に、北海道連合海区漁業調整委員会が策定する「秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針」に基づき、漁業者自らによる再生産用親魚の確保のための揚網等の自主規制措置が行われている。これらの取組により、良好かつ安定した来遊を維持することを目標とする。また、日本 200 海

里水域に分布するサケ・マス資源については、日口政府間交渉の結果を踏まえた資源管理を行うものとする。

(3) 資源管理措置

当該資源を維持するため、漁業関係法令及び政府間交渉の内容を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。また、さけ定置漁業、定置漁業及びます小定置漁業については、漁業実態や漁法の特性から特定魚種に限定した資源管理は困難であるため、漁業種類別資源管理として包括的に資源管理に取り組む必要があり、その具体的な取組については、【漁業種類別資源管理】に記載する内容に従うものとする。

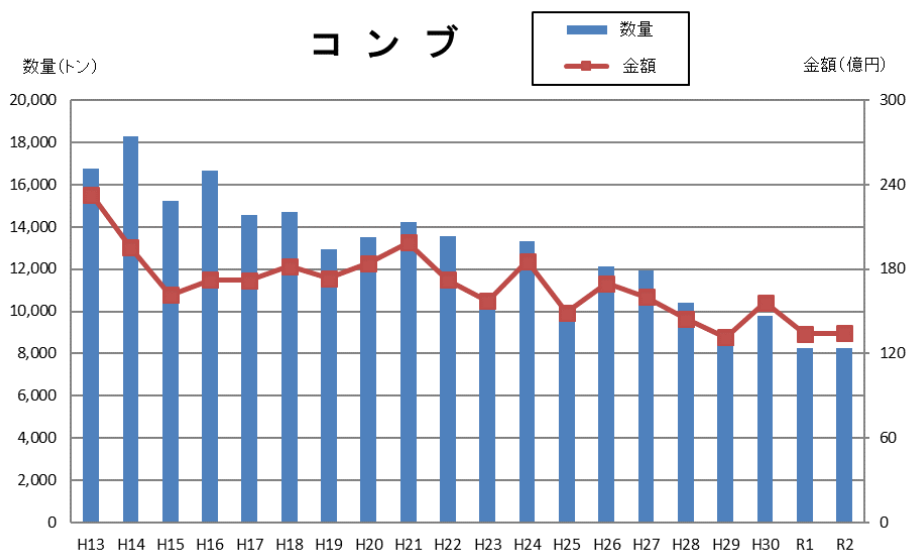
- 小型さけ・ます流し網漁業
休漁

2 コンプ

(1) 資源及び漁獲の状況

北海道のコンプ生産地は6地帯に大別され、6種（◎マコンプ、◎リシリコンプ、◎オニコンプ、◎ナガコンプ、◎ミツイシコンプ、◎ホソメコンプ）のコンプのほか、マコンプ地帯ではガゴメコンプ、ナガコンプ地帯ではガッガラコンプ、ネコアシコンプ、トロロコンプなどが、ホソメコンプ地帯とリシリコンプ地帯ではチミコンプなどが採取されており、主にこんぶ漁業（共同）により採取されている。

近年のコンプの漁獲状況は減少傾向にあり、令和2年は0.8万トンとなっている。



(2) 資源管理目標

当該資源は、緩やかな減少傾向にあることから、今後の資源状況に注目し、資源状況に即した適切な資源管理を通じ、当該資源の維持、増大を目標とする。

(3) 資源管理措置

当該資源の維持、増大を図るため、漁業関係法令の遵守を図るほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

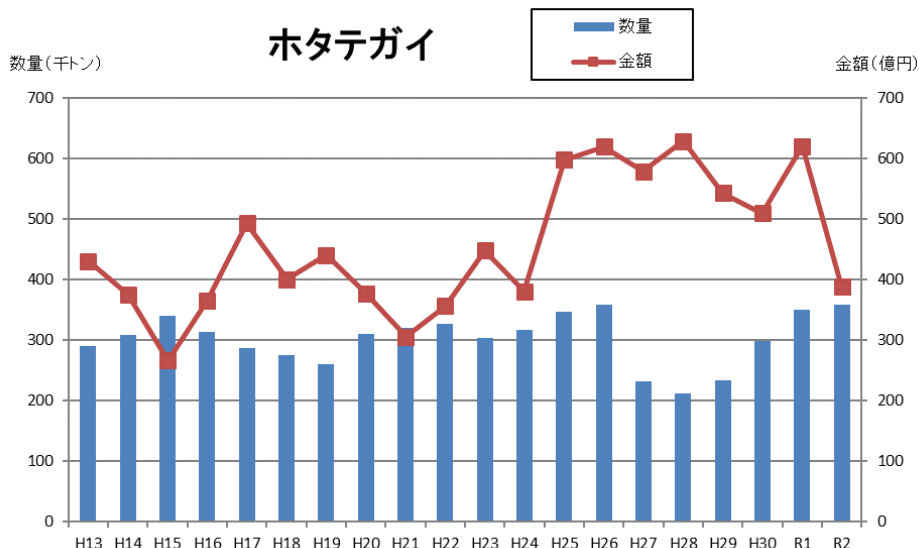
- こんぶ漁業
操業期間規制

また、上記の措置のほか、これまでも各地で取り組んでいる漁獲物規制（1年コンプの採取禁止）や雑海藻駆除の実施、操業時間制限（旗上げ）、操業区域制限などの措置を引き続き取り組み、資源の維持、増大を図る必要がある。

3 ホタテガイ

(1) 資源及び漁獲の状況

北海道におけるホタテガイ資源は、基本的に稚貝放流によって漁場造成され、主にけた網漁業（許可）によって漁獲されており、従前から、漁場の密度管理や4輪採制の導入などの計画的な資源利用が図られてきた。漁獲量は、30万トン前後で概ね安定して推移し、平成27～29年には20万トン台まで減少したものの、令和2年には35.9万トンに回復した。



(2) 資源管理目標

当該資源は、毎年、稚貝放流、外敵駆除を実施し、漁場の密度管理や4輪採制の導入による計画的な利用に取り組むなど、これまで適切な資源管理が図られ、漁獲の状況も安定して推移している。今後もこれらの資源管理を通じ、当該資源の維持を目標とする。

(3) 資源管理措置

当該資源の維持を図るため、漁業関係法令を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

- ほたてがいがいた網漁業
休漁

また、上記の措置のほか、これまで各地で取り組んでいる区域規制（漁場の輪番制）や種苗放流、外敵駆除などに引き続き取り組み、当該資源の維持を図る必要がある。

4 スケトウダラ

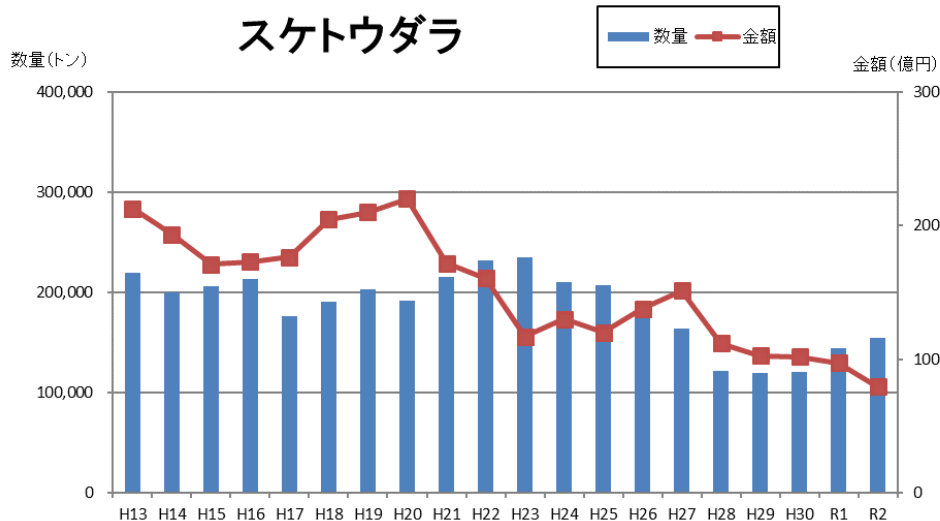
(1) 資源及び漁獲の状況

北海道におけるスケトウダラ資源は、日本海海域、道南太平洋海域、道東太平洋海域、根室海峡海域、オホーツク海海域に分類され、それぞれの海域の資源状況に応じ、TAC制度による漁獲可能量の管理や自主的な取組などを組み合わせた資源管理が行われている。

当該資源は、主に固定式刺し網漁業（許可）、はえ縄漁業（許可）などにより漁獲されており、それ以外では定置漁業（免許）、底建網漁業（共同）などでも漁獲されている。

その資源及び漁獲の状況は海域により異なるが、全体では概ね安定して推移している。

また、日本海海域においては、資源水準は低水準で推移しているが、2012、2015、2016及び2019年級群の加入状況がよく、資源量の増加が見られており、今後、親魚量の増加が見込まれる。



(2) 資源管理目標

当該資源における資源管理の目標は、資源管理基本方針（令和2年10月15日農林水産省告示第1982号）別紙2-8、別紙2-9及び別紙2-10並びに別紙2-11の第3に定める目標とする。

なお、日本海海域については、依然として資源状況が低水準にあることから、基本方針別紙2-9に基づく管理を通じ、基本方針別紙4-2の第4に定める資源再建計画の措置を講ずることとし、令和23管理年度までに、当該資源の回復を目指す。

(3) 資源管理措置

資源管理基本方針及び北海道資源管理方針に定めるところによるほか、必要に応じ、本指針により追加的な資源管理措置を定めるものとする。

当該資源の維持を図るため、漁業関係法令を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。なお、資源水準の低下が顕著となっている日本海海域においては、資源の回復に向けて、産卵場を有する海域及びその周辺では、強度の資源管理に取り組む必要がある。また、定置漁業、底建網漁業については、漁業実態や漁法の特性から特定魚種に限定した資源管理は困難であるため、漁業種別資源管理として包括的に資源管理に取り組む必要があり、その具体的な取組については、【漁業種別資源管理】に記載する内容に従うものとする。

- すけとうだらはえ縄漁業
総操業日数の上限設定（強度資源管理）、休漁、漁獲量規制
- すけとうだら固定式刺し網漁業
総操業日数の上限設定（強度資源管理）、休漁、漁獲量規制

※操業日数の定義については次のとおりとする。

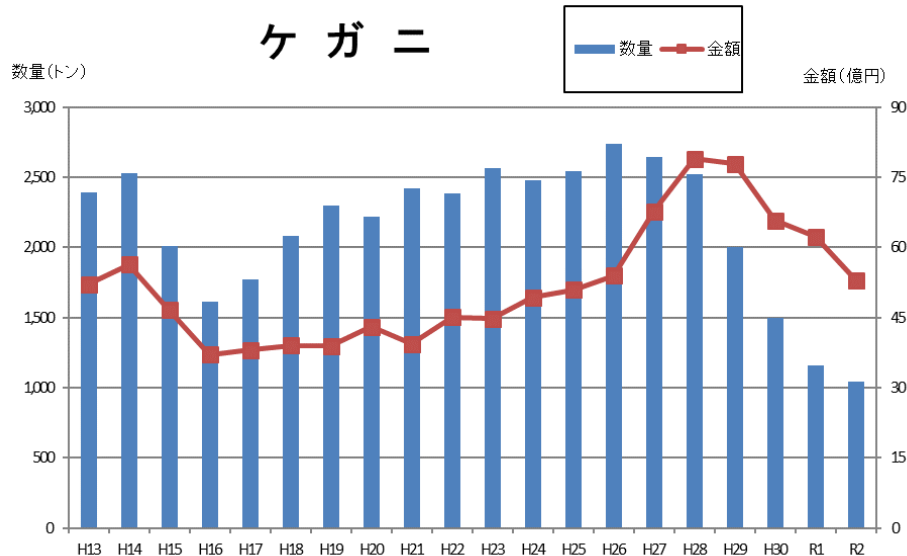
「漁具投入から回収までの一行程を操業1日とする。ただし、時化等で漁具回収が不可能となった場合は、漁具設置期間を操業日数に算入することとする。」

また、上記の措置のほか、海洋水産資源開発促進法に基づく資源管理協定に基づき取り組んでいる漁獲物規制（小型魚の保護）措置などについても引き続き取り組み、資源の維持を図るとともに、日本海海域においては資源回復計画に基づき取り組んできた漁獲物規制（産卵親魚の保護）、区域規制（産卵場の保護）措置を引き続き取り組むことに加え、減船及び魚種転換事業を実施したほか、根室海峡海域においては従前から自主的に取り組む区域規制（産卵場保護）措置を引き続き取り組むことに加え、減船及び魚種転換事業を実施し、資源の回復を図る必要がある。

5 ケガニ

(1) 資源及び漁獲の状況

北海道におけるケガニ資源は、主にかご漁業（許可）で漁獲されている。資源の状況は、釧路西部・十勝海域で中水準・増加、噴火湾海域及び日高海域で中水準・横ばい、釧路東部海域で中水準・減少、胆振太平洋海域及びオホーツク海海域で低水準・減少と評価されている。漁獲量は、近年は 2,000 トン台で概ね安定して推移していたが、平成 26 年の 2,700 トンをピークに減少傾向となり、令和 2 年は 1,000 トンであった。



(2) 資源管理目標

当該資源については、公的規制による資源管理のほか、他の漁業に先駆けて、毎年の水産試験場による資源評価に基づき許容漁獲量を定め資源の適切な管理に取り組んできたところであり、今後も資源状況に即した適切な資源管理を通じ、当該資源の回復を目標とする。

(3) 資源管理措置

当該資源の維持を図るため、漁業関係法令を遵守するほか、自主的な措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

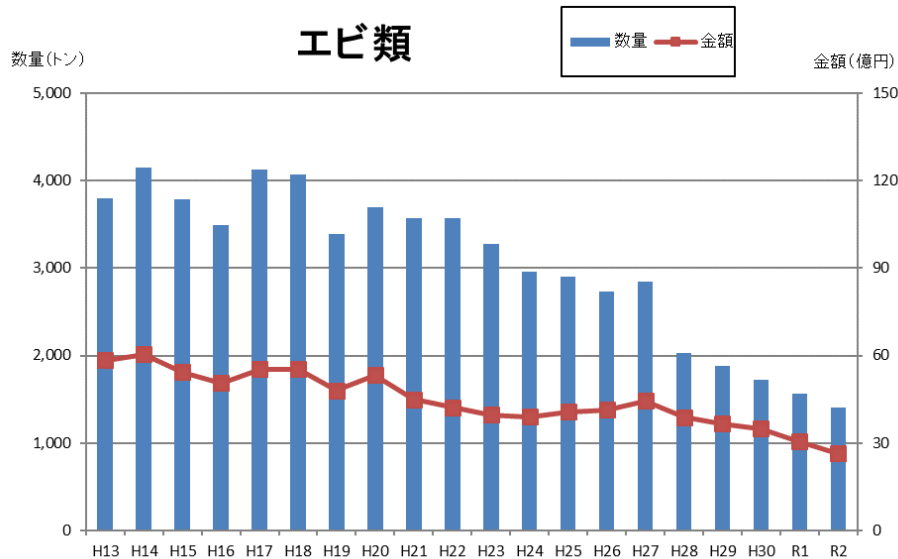
- にかご漁業
休漁、漁獲量規制、隻数規制

また、上記の措置のほか、これまでも各地で取り組んでいる漁獲物規制（若ガニの保護対策）や休漁などについて引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

6 エビ類

(1) 資源及び漁獲の状況

北海道におけるエビ類資源はホッコクアカエビ、トヤマエビ、ホッカイエビなど複数の種類によって構成され、種類によって生息海域が異なる。エビ類資源は主にかご漁業（許可）、こぎ網漁業（許可）によって漁獲されている。資源の状況は、日本海海域のホッコクアカエビが中水準・横ばい、噴火湾海域のトヤマエビが中水準・不明と評価されている。漁獲量は、地区により傾向が異なるものの、全体としては、平成 27 年までは概ね 3,000～4,000 トンで安定して推移していたが、平成 28 年に減少し、令和 2 年には過去 20 年間で最低となる 1,400 トンとなった。



(2) 資源管理目標

当該資源は、公的規制のほか、区域規制（保護区域の設定）や漁具規制など、自主的な資源の適切な管理に取り組んできたところであり、今後も資源状況に即した適切な資源管理を通じ、当該資源の回復を目標とする。

(3) 資源管理措置

当該資源の維持、回復を図るため、漁業関係法令を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

○ えびかご漁業

休漁、漁獲量規制、漁具規制

また、上記の措置のほか、これまでも各地で取り組んでいる漁獲物規制、漁具規制（かご数）等について、引き続き取り組み、資源の維持、回復を図る必要がある。

○ えびこぎ網漁業

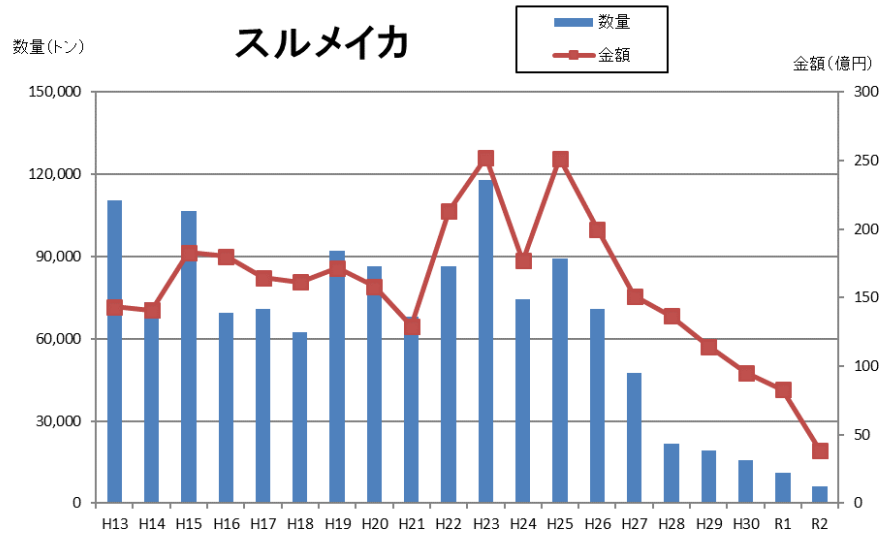
休漁

また、上記の措置のほか、これまでも取り組んでいる操業区域規制などについて引き続き取り組み、資源の維持・回復を図る必要がある。

7 スルメイカ

(1) 資源及び漁獲の状況

北海道におけるスルメイカ資源については、主に釣り漁業（許可）で漁獲されており、それ以外では定置漁業（免許）、小定置漁業（共同）、底建網漁業（共同）などでも漁獲されている。資源の状況は、太平洋～オホーツク海海域は、低水準・横ばい、日本海海域は低水準・動向は不明と評価されている。漁獲量は、平成26年までは6万トン以上で推移していたが、令和2年は過去20年間で最低となる0.6万トンとなった。



(2) 資源管理目標

当該資源における資源管理の目標は、基本方針別紙 2-12 の第3に定める目標とする。

(3) 資源管理措置

資源管理基本方針及び北海道資源管理方針に定めるところによるほか、必要に応じ、本指針により追加的な資源管理措置を定めるものとする。

当該資源の回復を図るため、漁業関係法令を遵守するほか、自主的措置として、次の措置に重点的に取り組む必要がある。なお、定置漁業、小定置漁業、底建網漁業については、漁業実態や漁法の特性から特定魚種に限定した資源管理は困難であるため、漁業種類別資源管理として包括的に資源管理に取り組む必要があり、その具体的な取組については、【漁業種類別資源管理】に記載する内容に従うものとする。

○ いか釣り漁業 休漁

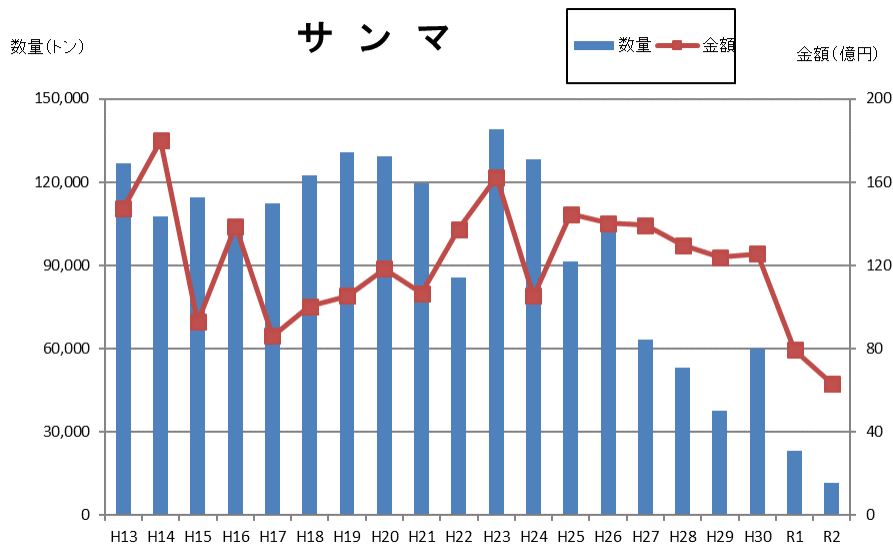
また、上記の措置のほか、これまでも各地で取り組んでいる光力の上限規制などにも引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。

なお、他県の沖合海域で操業する者にとっては、北海道沖合海域同様、他県沖合海域における公的規制を遵守するとともに、資源の回復、増大のための措置についても取り組む必要がある。

8 サンマ

(1) 資源及び漁獲の状況

北海道におけるサンマ資源は、主に棒受け網漁業（許可）、流し網漁業（許可）で漁獲されている。資源の状況は、太平洋～オホーツク海海域で中水準・動向は不明と評価されている。漁獲量は、平成 26 年まではおよそ 8～13 万トンで推移していたが、平成 27 年以降は減少し、令和 2 年は過去 20 年間で最低となる 1.2 万トンであった。



(2) 資源管理目標

当該資源における資源管理の目標は、基本方針別紙2-4の第3に定める目標とする。

(3) 資源管理措置

資源管理基本方針及び北海道資源管理方針に定めるところによるほか、必要に応じ、本指針により追加的な資源管理措置を定めるものとする。

当該資源の回復、増大を図るため、漁業関係法令を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

- さんま棒受け網漁業
休漁
- さんま流し網漁業
休漁

9 タコ類

(1) 資源及び漁獲の状況

北海道におけるタコ類資源は主にミスダコ、ヤナギダコで構成されており、たこ漁業等で漁獲されている。たこ漁業の主な漁法としては、はこ（許可、共同）、からつりなわ（許可、共同）、いさり・樽流し（共同）などである。資源の状況は、ミスダコ、ヤナギダコとも中水準・動向は不明と評価されている。漁獲量は、年によって変動はあるものの、全体としては概ね2万トン前後で安定して推移しており、令和2年は2.1万トンであった。

(2) 資源管理目標

当該資源の漁獲状況は、概ね安定して推移していることから、今後とも資源状況に即した適切な資源管理を通じ、当該資源の維持を目標とする。

(3) 資源管理措置

当該資源の維持を図るため、漁業関係法令を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

○ たこ漁業

休漁、漁獲物規制、操業区域規制、漁場整備

また、上記の措置のほか、これまでも各地で取り組んでいる漁獲物規制や操業区域規制、操業時間規制などにも引き続き取り組み、当該資源の維持を図る必要がある。

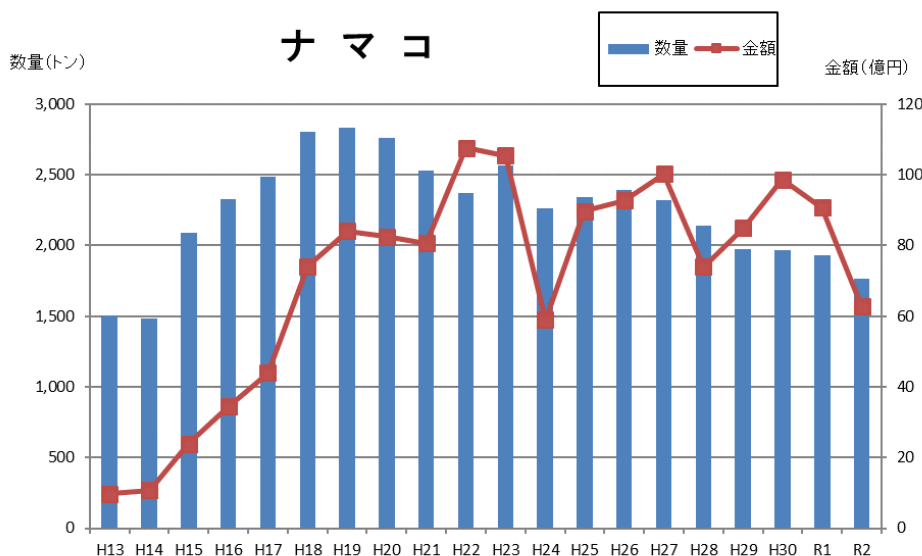
* 次により自主的措置から公的規制へ移行したのものも含む。

振興局名	漁協（地区）等	措置の内容	移行年月日及び文書番号
檜山	ひやま漁協（奥尻地区・檜海共第15号）	休漁	平成25年8月30日 檜水産第635号
オホーツク	湧別漁協	漁獲物規制 操業区域規制	平成15年9月21日 漁管第963号

10 ナマコ

(1) 資源及び漁獲の状況

北海道におけるナマコ資源は、主にけた網漁業（許可）、やす（共同）、たも（共同）で漁獲されている。漁獲量は、平成14年まではおよそ1,000～1,500トンで推移していたが、平成15年以降は中華圏向け輸出の好調に伴い漁獲量が増加し、2,000トン前後で推移している。令和2年の漁獲量は1,768トンであった。



(2) 資源管理目標

当該資源の漁獲状況は、概ね安定して推移していることから、今後も資源状況に即した適切な資源管理を通じ、当該資源の維持を目標とする。

(3) 資源管理措置

当該資源の維持を図るため、漁業関係法令を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

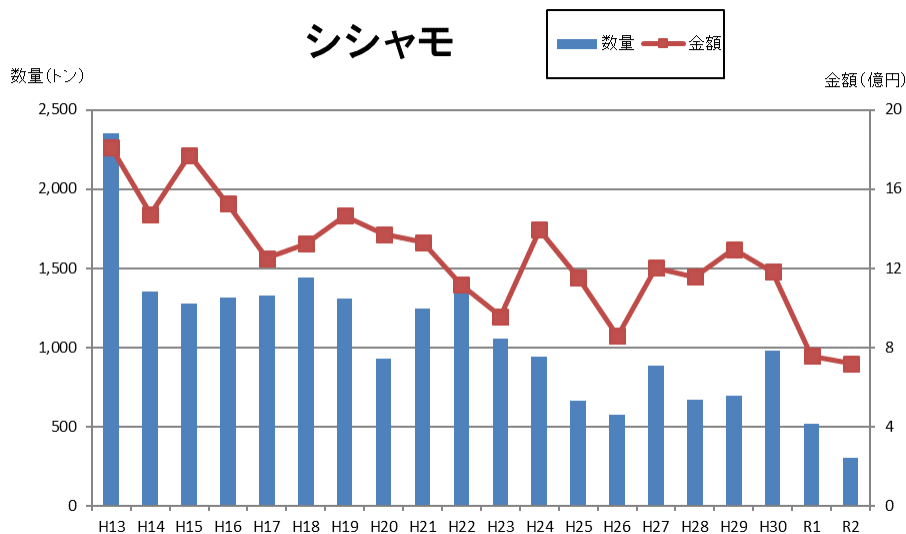
○ なまこけた網漁業
休漁

また、上記の措置のほか、これまでも各地で共同漁業権漁業も同様に実施している漁獲量規制（許容漁獲量の設定）、漁獲物規制（重量制限）及び種苗放流などの措置についても引き続き取り組み、当該資源の維持を図る必要がある。

11 シシャモ

(1) 資源及び漁獲の状況

北海道におけるシシャモ資源は、主に道南太平洋海域及び道東太平洋海域において、こぎ網漁業（許可）で漁獲されている。漁獲量は、1,000～2,400 トンで推移してきたが、平成 23 年以降減少し、その後若干回復したものの、平成 30 年以降再び減少に転じ、令和 2 年の漁獲量は 1,000 トンと過去 20 年間で最低の漁獲量を記録した。



(2) 資源管理目標

当該資源の状況は中水準と評価されているが、これまでも当歳魚の保護を目的とした改良漁具の使用や水産試験場による親魚の河川遡上予測に基づく操業の早期切り上げ措置など様々な取組が各地で取り組まれており、今後も資源の状況に即した適切な資源管理を通じ、当該資源の回復を目標とする。

(3) 資源管理措置

当該資源の回復を図るため、漁業関係法令を遵守するほか、自主的な措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

○ ししゃもこぎ網漁業
休漁

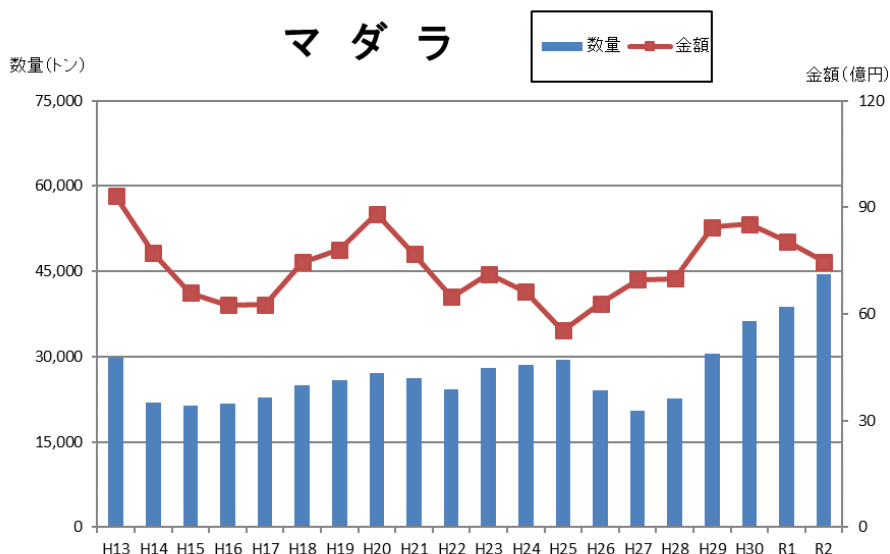
また、上記の措置のほか、これまでも各地で取り組んでいる当歳魚の保護を目的とした改良漁具の使用や水産試験場による親魚の河川遡上予測に基づく操業の早期切り上げに引き続き取り組むほか、漁獲量規制、操業時間規制及びふ化放流事業などについても引き続き実施し、当該資源の回復を図る必要がある。

12 マダラ

(1) 資源及び漁獲の状況

北海道におけるマダラ資源は、主に固定式刺し網漁業（許可、共同）で漁獲されている。資源の状況は日本海海域で高水準・増加、太平洋海域、オホーツク海海域で高水準・動向は不明と評価されている。漁獲量は、平成 11～14 年にかけて減少し、その後は 2～3 万トンで推移していたが、平成 28 年以降は増加に転じ、

令和 2 年は 4.5 万トンであった。



(2) 資源管理目標

当該資源の漁獲状況は概ね安定して推移していることから、今後も資源状況に即した適切な資源管理を通じ、当該資源の維持を目標とする。

(3) 資源管理措置

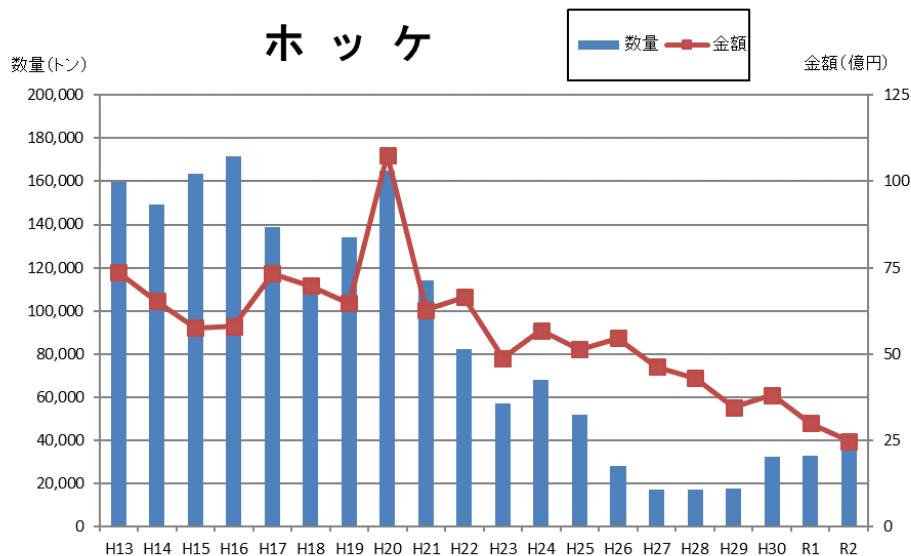
当該資源の維持を図るため、漁業関係法令を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

- たら固定式刺し網漁業
休漁
- はえなわ漁業
休漁

13 ホッケ

(1) 資源及び漁獲の状況

北海道におけるホッケ資源は、道央日本海～オホーツク海、道南日本海～道南太平洋、太平洋～根室海峡海域の3系群に分けられており、主に固定式刺し網漁業（許可、共同）や小定置漁業（共同）、底建網漁業（共同）で漁獲され、それ以外では定置漁業（免許）、中型まき網漁業（許可）などでも漁獲されている。資源の状況は、道南日本海～道南太平洋海域で中水準・横ばい、道央日本海～オホーツク海海域及び太平洋～根室海峡海域で低水準・横ばいと評価されている。漁獲量は、平成 20 年までは 11.5 万トン以上で概ね安定して推移していたものの、平成 21 年以降急激に減少し、平成 27～29 年には過去 20 年間で最低となる 1.7 万トン程度となった。平成 30 年以降は増加に転じ令和 2 年は 3.9 万トンとなっている。



(2) 資源管理目標

資源水準の低下が見られることから、資源状況に即した適切な資源管理を通じ、当該資源の回復を目標とする。

なお、資源水準の低下が顕著な海域においては、漁具規制や操業期間の短縮など、当該資源の回復を目標とした自主的な資源管理の取組が行われている。

(3) 資源管理措置

当該資源の回復を図るため、漁業関係法令を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。なお、定置漁業、小定置漁業、底建網漁業については、漁業実態や漁法の特性から特定魚種に限定した資源管理は困難であるため、漁業種類別資源管理として包括的に資源管理に取り組む必要があり、その具体的な取組については、【漁業種類別資源管理】に記載する内容に従うものとする。

- ほっけ固定式刺し網漁業
休漁
- ほっけ中型まき網漁業
休漁

なお、道央日本海～オホーツク海海域においては、上記措置の他、漁獲努力量の削減、産卵期の禁漁、産卵親魚の保護などに取り組み、資源の維持回復を図る。

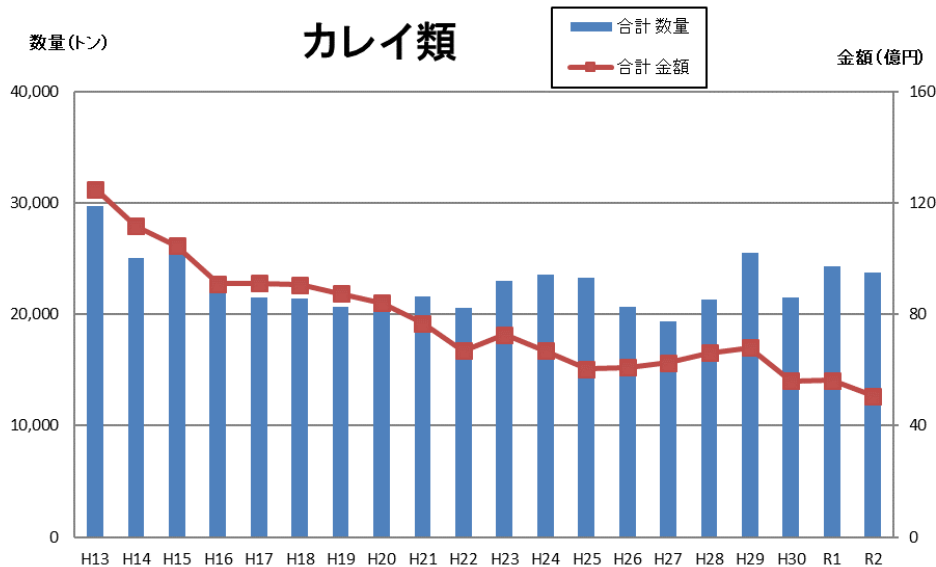
14 カレイ類（マガレイ・ソウハチ・ヒラメ・マツカワほか）

(1) 資源及び漁獲の状況

北海道におけるカレイ類資源は、主に固定式刺し網漁業（許可、共同）で漁獲されており、それ以外では定置漁業（免許）、小定置漁業（共同）、底建網漁業（共同）などでも漁獲されている。

資源の状況は、マガレイでは道南太平洋海域で中水準・横ばい、石狩湾以北日本海～オホーツク海海域で低水準・横ばい、ソウハチでは道南太平洋海域で高水準・増加、日本海～オホーツク海海域で中水準・横ばい、クロガシラガレイでは石狩湾以北日本海～オホーツク海海域で中水準・増加、アカガレイでは噴火湾海域で低水準・横ばい、ヒラメでは日本海～津軽海峡海域で高水準・横ばい、マツカワでは北海道～常磐以北太平洋海域で中水準・増加と評価されている。

漁獲量は海域や種によって異なるものの、カレイ類全体としては平成11～14年にかけて減少したが、それ以降は2万トン台で概ね安定して推移している。令和2年は2.3万トンであった。



(2) 資源管理目標

当該資源については、漁業権行使規則による公的規制のほか、関係漁業者間による海洋水産資源開発促進法に基づく資源管理協定の締結や資源回復計画の策定など、これまでも資源の適切な管理が図られてきたところである。今後とも継続して、資源状況に即した適切な資源管理を通じ、当該資源の維持を目標とする。

(3) 資源管理措置

当該資源の維持を図るため、漁業関係法令を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。なお、定置漁業、小定置漁業、底建網漁業については漁業実態や漁法の特性から特定魚種に限定した資源管理は困難であるため、漁業種類別資源管理として包括的に取り組む必要があり、その具体的な取組については、【漁業種類別資源管理】に記載する内容に従うものとする。

- かれい固定式刺し網漁業
休漁、漁獲物規制、種苗放流
- はえなわ漁業
休漁
- 一本釣り漁業（ヒラメ）
休漁

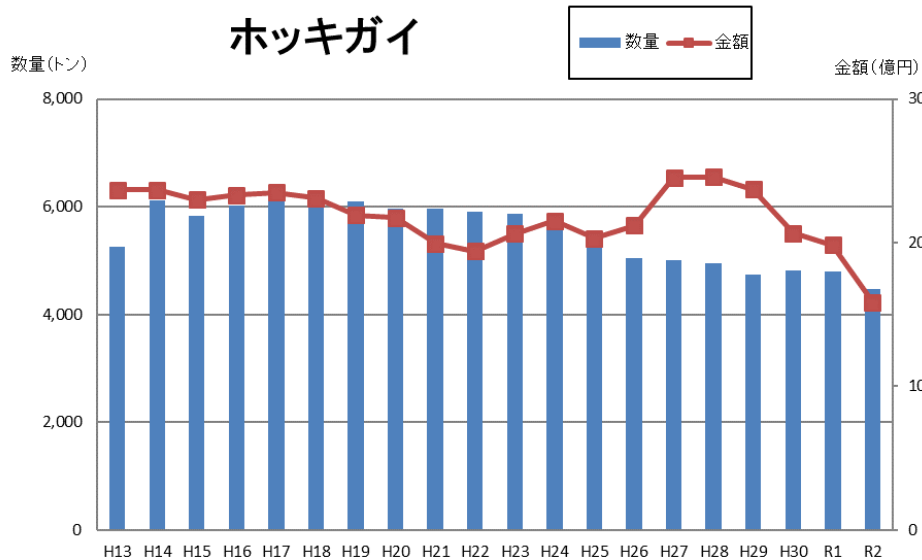
また、上記の措置のほか、これまでも各地で取り組んでいるマガレイ・ソウハチ・マツカワ・ヒラメにおいては海洋水産資源開発促進法に基づく資源管理協定に基づく漁獲物規制（小型魚の保護）の措置、えりも以西海域マツカワ資源回復計画に基づき取り組んできた漁獲物規制（小型魚の保護）及び種苗放流などについても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

15 ホッキガイ（ウバガイ）

(1) 資源及び漁獲の状況

北海道におけるホッキガイ資源は、主にけた網漁業（許可）で漁獲されるが、ほっきがい漁業として、やす（共同）、手掘り（共同）などの漁法でも漁獲されている。

漁獲量は、5,000 トン前後で安定して推移しており、令和 2 年は 4,481 トンであった。



(2) 資源管理目標

当該資源について、多くの漁協では漁期前に水産技術普及指導所の協力を得ながら資源量調査を行い年間の許容漁獲量を決めるなど、徹底した資源管理に取り組んでいる。漁獲の状況は概ね安定して推移していることから、今後も適切な資源管理を通じ、当該資源の維持を目標とする。

(3) 資源管理措置

当該資源の維持を図るため、漁業関係法令を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

- ほっきがいけた網漁業
休漁、漁獲量規制

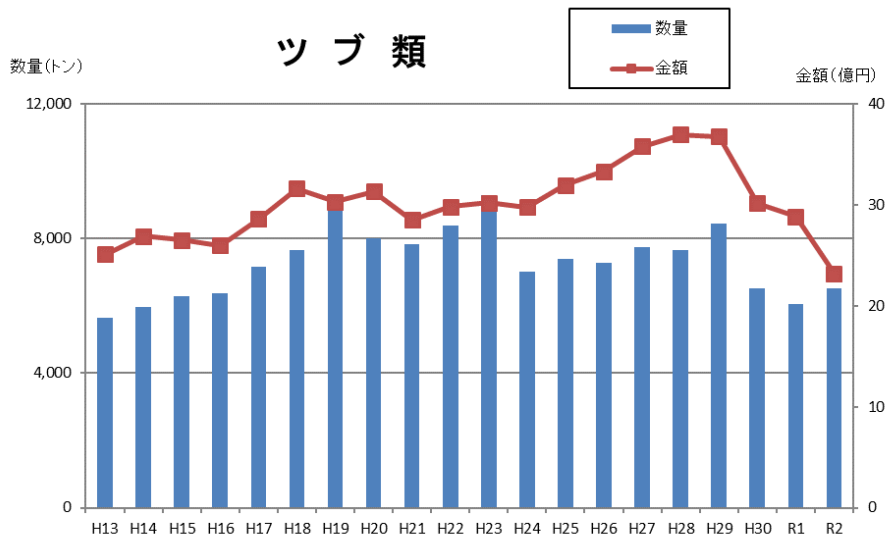
また、上記の措置のほか、これまでも各地で取り組んでいる種苗放流を継続するとともに、食害防止や生息域拡大を目的とした外敵駆除などの措置にも引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

16 ツブ類（イゾボラ、イゾボラドモキ、ヒメイゾボラ、オカラツバイほか）

(1) 資源及び漁獲の状況

北海道におけるツブ類資源は、主にかご漁業（許可、共同）で漁獲されている。

漁獲量は、平成11～19年にかけて増加し、それ以降では7,000トン前後で概ね安定して推移している。令和2年は6,500トンであった。



(2) 資源管理目標

当該資源の漁獲状況は概ね安定して推移していることから、今後も資源状況に即した適切な資源管理を通じ、当該資源の維持を目標とする。

(3) 資源管理措置

当該資源を維持していくため、漁業関係法令を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

○ つぶかご漁業

休漁、漁獲量規制、漁獲物規制、漁具規制

また、上記の措置のほか、これまでも各地で取り組んでいる漁獲物規制や外敵駆除などを引き続き実施し、資源の維持を図る必要がある。

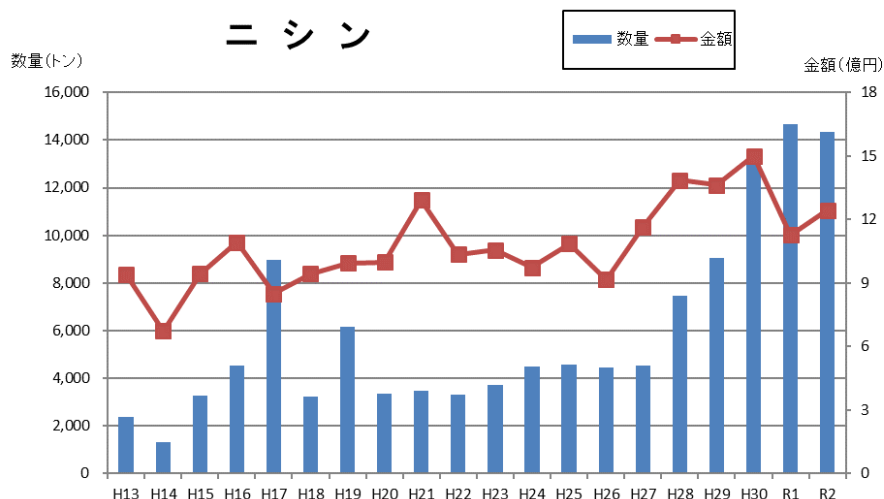
17 ニシン

(1) 資源及び漁獲の状況

北海道におけるニシン資源は、かつて日本海海域で大量に漁獲されていたが、昭和 20 年代後半以降に激減し「幻の魚」と言われるようになった。

道では資源回復を目指し、資源増大対策に取り組んできており、平成 25 年には、協議会組織等により、全道で約 500 万尾の放流事業を実施している。

ニシン資源は主に固定式刺し網漁業（共同）で漁獲されている。資源の状況は、日本海海域では高水準・増加、道北日本海～オホーツク海域では中水準・動向は不明と評価されている。ニシン全体の漁獲量は、平成 15 年までは概ね 2,000 トン前後で推移していたが、その後増加し、平成 16～27 年にかけては数年を除き、概ね 4,000 トン前後で推移していた。平成 28 年以降は増加傾向にあり、令和 2 年の漁獲量は 1.4 万トンであった。



(2) 資源管理目標

当該資源については、公的規制による資源管理のほか、関係漁業者間の申し合わせによる操業期間規制や漁具規制などの資源管理に取り組んできており、漁獲の状況も概ね安定して推移していることから、今後も資源状況に即した適切な資源管理を通じ、当該資源の維持を目標とする。

(3) 資源管理措置

当該資源の維持を図るため、漁業関係法令を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

- にしん固定式刺し網漁業
休漁

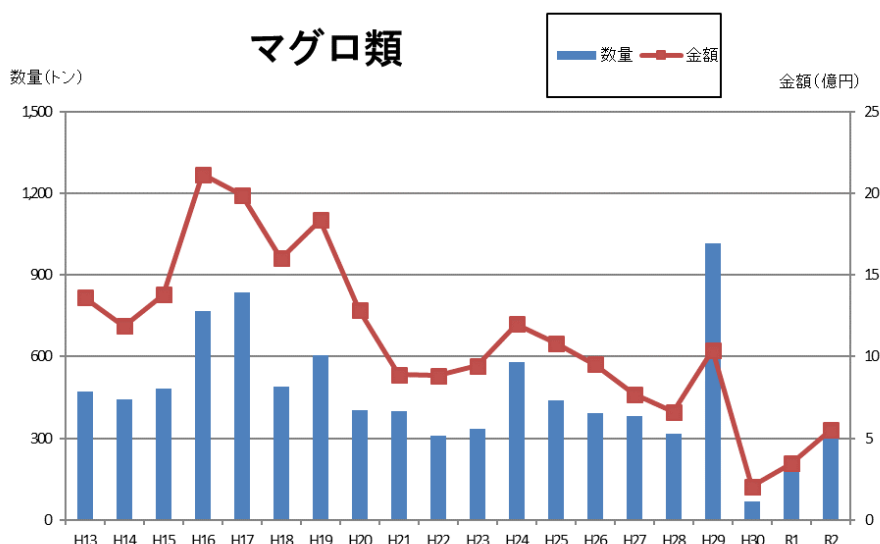
また、これまでも各地で取り組んでいる関係漁業者間の申し合わせによる操業期間や漁具規制、種苗放流などの取組を引き続き実施し、資源の維持を図る必要がある。

18 マグロ類

(1) 資源および漁獲の状況

マグロ類のうち太平洋クロマグロの資源状況は、我が国周辺を含む中西部太平洋水域を管轄する北太平洋まぐろ類国際科学委員会において、2016年の親魚資源量は約2.1万トンで2010年以降、ゆっくりと回復傾向にあることが確認されたものの、依然として、非常に低い水準にあるとされている。

マグロ類は主にはえなわ漁業や一本釣り漁業、定置漁業（免許）で漁獲されるほか、さけ定置漁業（免許）などでも漁獲されており、管理の状況については一本釣り漁業およびはえなわ漁業では広域漁業調整委員会指示および海区漁業調整委員会指示による承認制に基づく漁船隻数の管理のほか、マグロ類を主たる漁獲物とする定置漁業（免許）では免許数の抑制により行われてきたところである。漁獲量については年変動が大きく、概ね200トンから1,000トンの範囲で推移していたが、平成30年は北海道へのTAC配分数量が減少したこともあり、過去20年で最低となる69トンとなった。その後TAC配分数量に応じて増加し、令和2年は318トンであった。



(2) 資源管理目標

当該資源における資源管理の目標は、基本方針別紙2-1及び別紙2-2の第3に定める目標とする。

(3) 資源管理措置

資源管理基本方針及び北海道資源管理方針に定めるところによるほか、必要に応じ、本指針により追加的な資源管理措置を定めるものとする。

当該資源の回復を図るため、漁業関係法令の遵守を図るほか、自主的措置として次の措置を重点的に取り組む必要がある。また、定置漁業、さけ定置漁業については、漁業実態や漁法の特性から特定魚種に限定した資源管理は困難であるため、漁業種別資源管理として包括的に資源管理に取り組む必要があり、その具体的な取組については、【漁業種別資源管理】に記載する内容に従うものとする。

資源水準の低下が顕著となっているクロマグロを対象として操業を行う場合、上記の措置に加え強度の資源管理に取り組む必要がある。

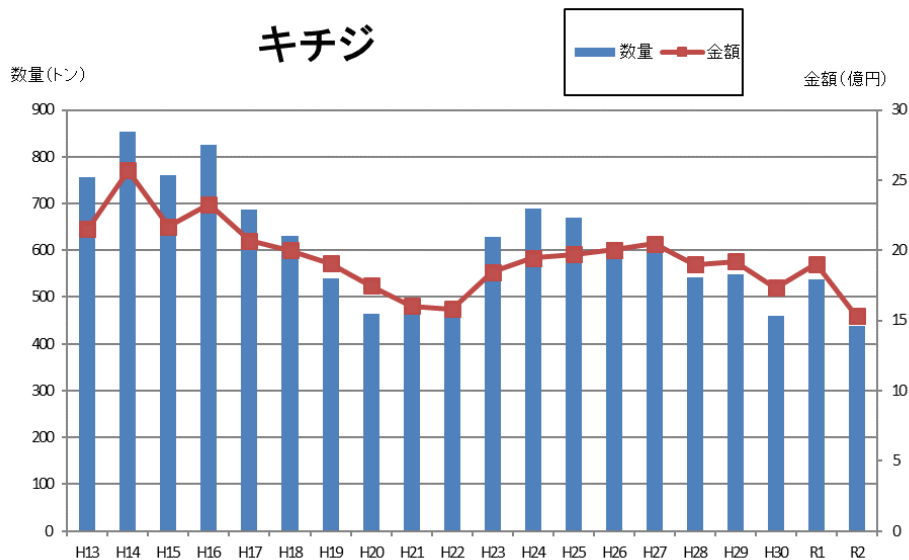
- まぐろはえなわ漁業、まぐろ一本釣り漁業
休漁（強度資源管理）

19 キチジ

(1) 資源および漁獲の状況

北海道におけるキチジ資源は、主に固定式刺し網漁業（許可、共同）、はえ縄漁業（許可、共同）で漁獲されている。資源の状況は、道東太平洋海域で中水準・不明、道南太平洋海域及びオホーツク海海域で低水準・不明と評価されている。

海域によって傾向は異なるが、キチジ全体の漁獲量は平成11年以降、減少傾向にあり、平成20年には過去20年間で最低となる465トンとなった。その後漁獲量は増加し、平成23～27年の間は概ね600トン前後で推移していたが、その後再び減少して、令和2年の漁獲量は438トンであった。



(2) 資源管理目標

当該資源の漁獲状況は概ね安定して推移していることから、今後も資源状況に即した適切な資源管理を通じ、当該資源の増大を目標とする。

(3) 資源管理措置

漁獲の安定を図るため、漁業関係法令の遵守を図るほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

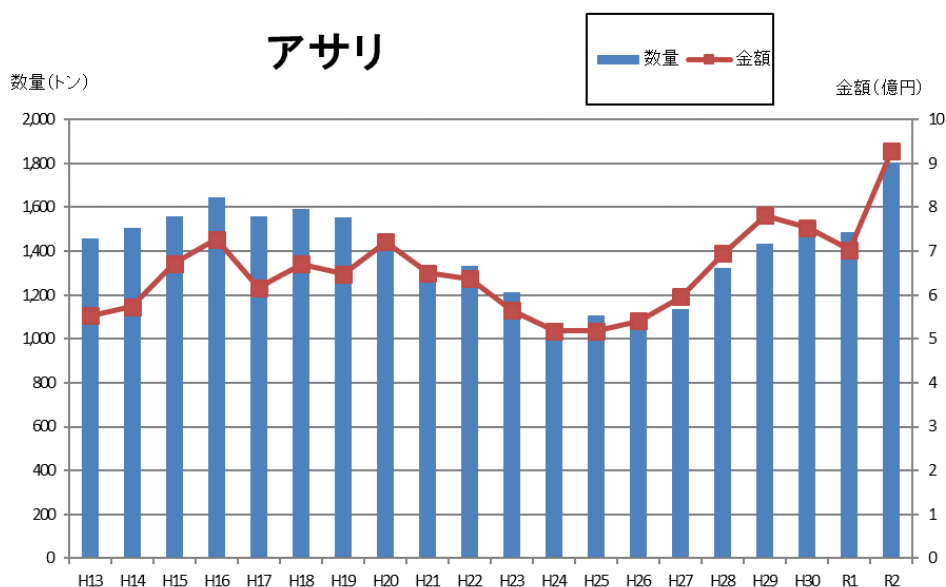
休漁

20 アサリ

(1) 資源および漁獲の状況

北海道におけるアサリ資源は、主に採貝漁業（共同）で漁獲されている。

漁獲量は、年によって変動はあるものの、全体としては概ね 1,000 トン台で推移したが、令和 2 年の漁獲量は前年から増加して 1,805 トンであった。



(2) 資源管理目標

当該資源の漁獲状況は概ね安定して推移していることから、今後も資源状況に即した適切な資源管理を通じ、当該資源の維持を目標とする。

(3) 資源管理措置

漁獲の安定を図るため、漁業関係法令の遵守を図るほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

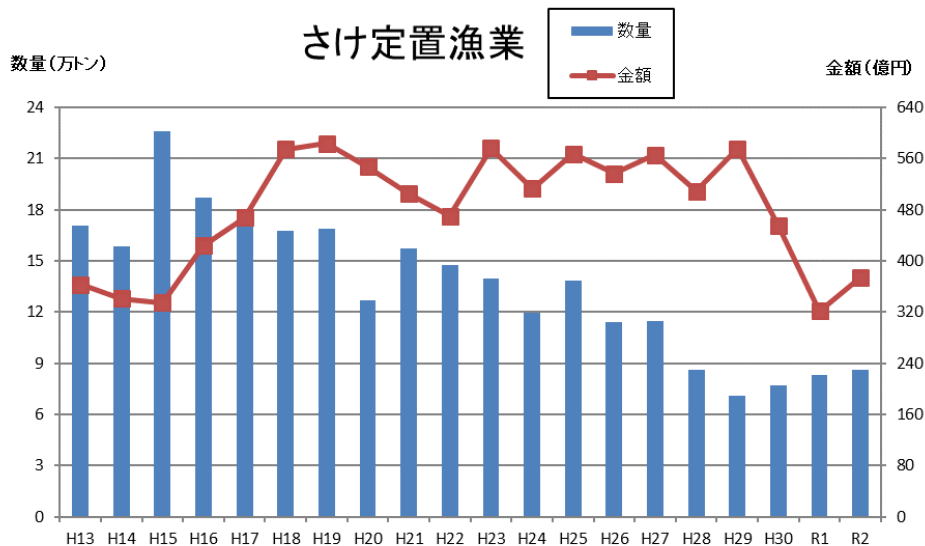
休漁

【漁業種類別資源管理】

1 さけ定置漁業

(1) 漁獲の状況

さけ定置漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することが難しく、特定種を対象に資源管理を実施することが困難であるため、さけ定置漁業として包括的に資源管理に取り組む必要がある。漁獲量の変動は、主要漁獲対象であるサケの来遊状況を反映したものとなっており、平成 15 年に 22.6 万トンとピークを迎えた後は減少傾向にあり、令和 2 年は 8.6 万トンとなっている。



(2) 資源管理措置

漁獲の安定を図るため、漁業関係法令を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

【免許上の操業期間が 4 月 20 日～8 月 10 日に含まれるもの】

休漁

【免許上の操業期間が 8 月 30 日～12 月 25 日に含まれるもの】

休漁、漁具規制、種苗放流

* 次により自主的措置から公的規制へ移行したのものも含む。

振興局名	漁協（地区）等	措置の内容	移行年月日及び文書番号
胆 振	室蘭漁協	休漁 漁具規制	平成 26 年 1 月 28 日 漁管第 1852 号
	いぶり中央漁協		
	苫小牧漁協		
	鷗川漁協		

日 高	管内全漁協	漁具規制	平成 26 年 3 月 24 日 漁管第 2187 号
釧 路	管内全漁協	休漁 漁具規制	平成 26 年 1 月 28 日 漁管第 1846 号
根 室	野付漁協（竜神崎～植別川）	休漁	平成 21 年 5 月 1 日 漁管第 266 号
	標津漁協（標さけ定第 29 号を除く）	休漁	
	羅臼漁協	休漁 漁具規制	
	歯舞漁協（納沙布岬～竜神崎）	休漁	平成 21 年 6 月 15 日 漁管第 607 号
	根室漁協（納沙布岬～竜神崎）	休漁	
	根室湾中部	休漁	
	別海漁協	休漁	
	野付漁協（納沙布岬～竜神崎）	休漁	平成 21 年 7 月 1 日 漁管第 763 号
	標津漁協（標さけ定第 29 号）	休漁	
歯舞漁協 （根さけ定第 25～27 号）	漁具規制	平成 26 年 3 月 24 日 漁管第 2253 号	
オホーツク	管内全漁協	休漁 漁具規制	平成 21 年 3 月 1 日 漁管第 2433 号
留 萌	管内全漁協	漁具規制	平成 26 年 2 月 25 日 漁管第 1969 号

上記の措置のほか、これまでも各地で取り組んでいる種苗放流、親魚確保などの措置を引き続き実施し、漁獲の安定を図る必要がある。

また、資源水準の低下が顕著となっているクロマグロの資源管理に取り組む場合、上記の措置に加え強度の資源管理を実施する必要がある。

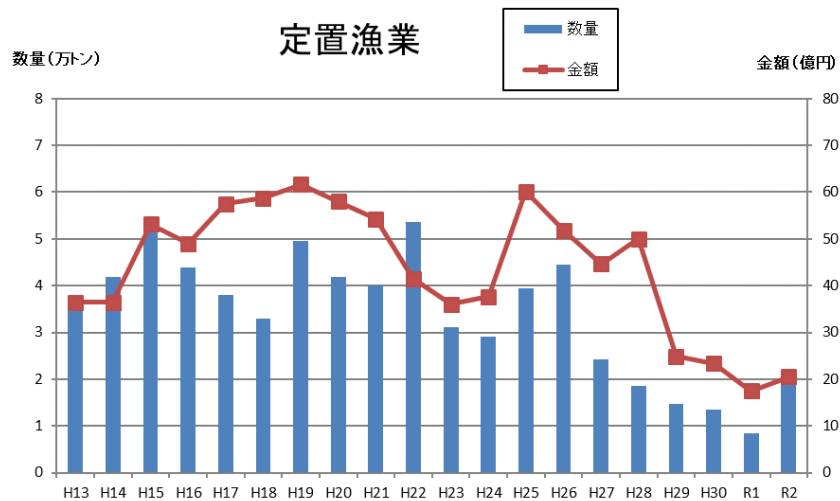
- ・休漁（強度資源管理）

2 定置漁業

(1) 漁獲の状況

定置漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することが難しく、特定種を対象に資源管理を実施することが困難であるため、定置漁業として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

漁獲量は、漁獲される魚種の来遊状況により年毎の変動が大きいものの、平成 26 年までは概ね 3～8 万トン前後で推移していたが、平成 27 年以降は減少傾向にあり、令和元年は 1 万トンを下回ったが、令和 2 年は約 2 万トンまで回復した。



(2) 資源管理措置

漁獲の安定を図るため、当該漁業においては、漁業関係法令の遵守を図るほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

休漁

また、資源水準の低下が顕著となっているクロマグロの資源管理に取り組む場合、上記の措置に加え強度の資源管理を実施する必要がある。

休漁（強度資源管理）、漁具規制（強度資源管理）

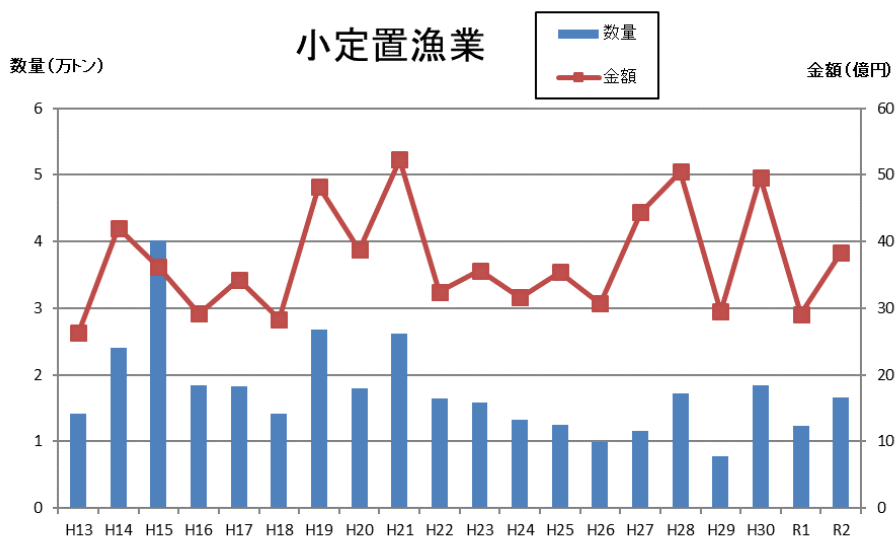
さらに、上記の措置のほか、これまでも各地で取り組んでいる種苗放流や親魚確保に向けた措置などを引き続き実施し、漁獲の安定を図る必要がある。

3 小定置漁業

(1) 漁獲の状況

小定置漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することが難しく、特定種を対象に資源管理を実施することが困難であるため、小定置漁業として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

漁獲量は、平成 15 年など数年を除いては概ね 1～2 万トンの間で推移しており、令和 2 年は 1.7 万トンであった。



(2) 資源管理措置

漁獲の安定を図るため、当該漁業においては、漁業関係法令の遵守を図るほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

休漁、漁獲物規制、種苗放流

また、資源水準の低下が顕著となっているクロマグロの資源管理に取り組む場合、上記の措置に加え強度の資源管理を実施する必要がある。

休漁（強度資源管理）

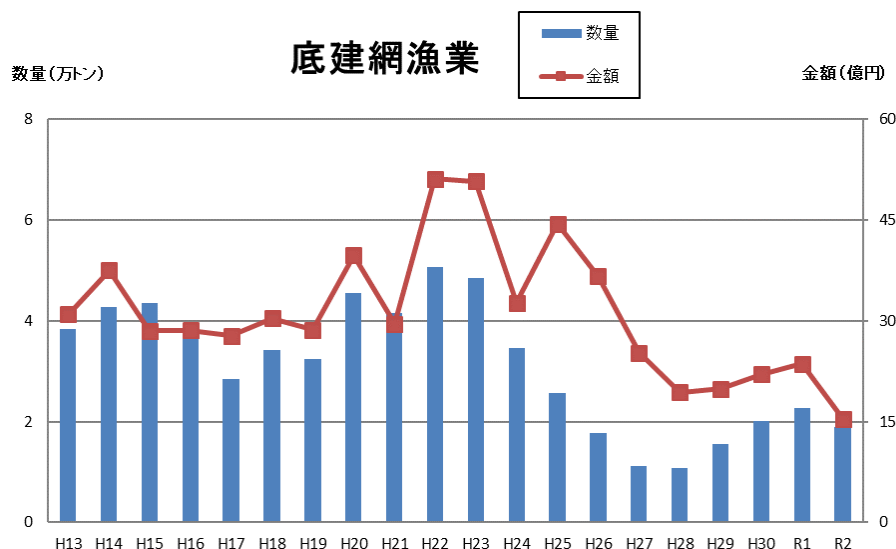
さらに、上記の措置のほか、これまでも各地で取り組んでいる種苗放流や親魚確保に向けた措置などを引き続き実施し、漁獲の安定を図る必要がある。

4 底建網漁業

(1) 漁獲の状況

底建網漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することが難しく、特定種を対象に資源管理を実施することが困難であるため、底建網漁業として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

漁獲量は、平成 23 年までは 4 万トン前後で概ね安定して推移していたが、それ以降減少し、平成 28 年には 1.1 万トンとなった。その後増加に転じ、令和 2 年は 1.9 万トンとなっている。



(2) 資源管理措置

漁獲の安定を図るため、当該漁業においては、漁業関係法令の遵守を図るほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

休漁、漁獲物規制、種苗放流

また、上記の措置のほか、これまでも各地で取り組んでいる種苗放流などの取組を引き続き実施し、漁獲の安定を図る必要がある

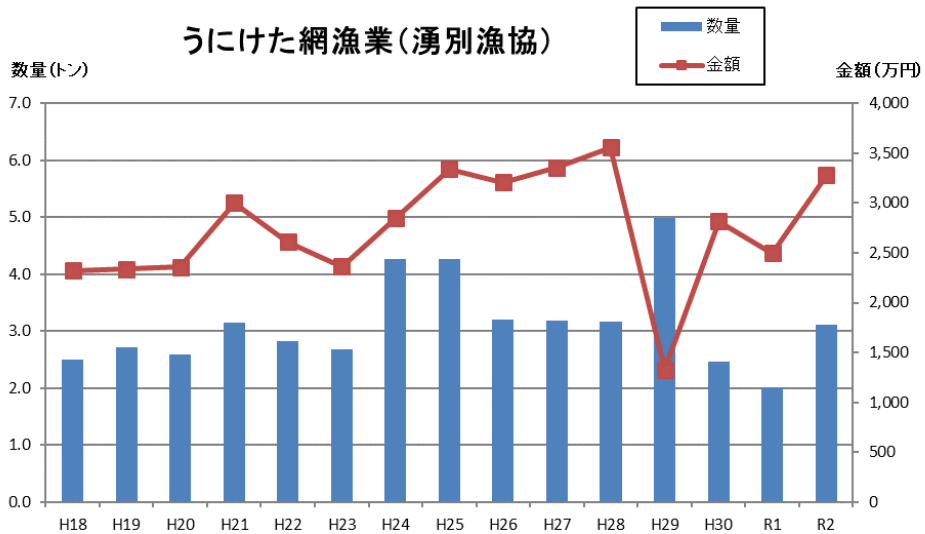
5 その他の漁業

次に掲げる漁業については、漁獲対象種の資源等に関する知見が十分に得られておらず、魚種別に資源の動向や管理の方向を明確に示すことが困難であり、なおかつ、営んでいる地区が少数で資源管理に取り組む地区が限定されているものの、地区では、漁業種類毎に自主的な資源管理に取り組み、資源の維持安定及び漁業経営の安定に努めていることから、道としても、これらの資源管理が後退することのないよう促進していく漁業として位置づけたものである。

○ うにけた網漁業（湧別漁協）

(1) 漁獲の状況

当該漁業の漁獲状況は、平成 16 年以降、およそ 2～5 トンと安定して推移しており、令和 2 年は 3.1 トンであった。



(2) 資源管理措置

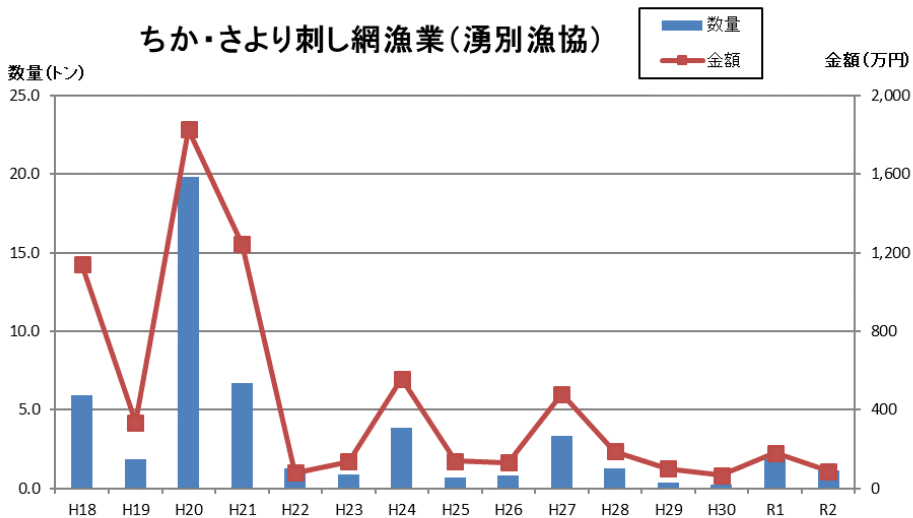
安定した漁獲を維持するため、漁業関係法令の遵守を図るほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

休漁

○ ちか・さより固定式刺し網漁業（湧別漁協）

(1) 漁獲の状況

当該漁業は年変動が大きい漁獲状況となっており、令和 2 年は 1.1 トンであった。



(2) 資源管理措置

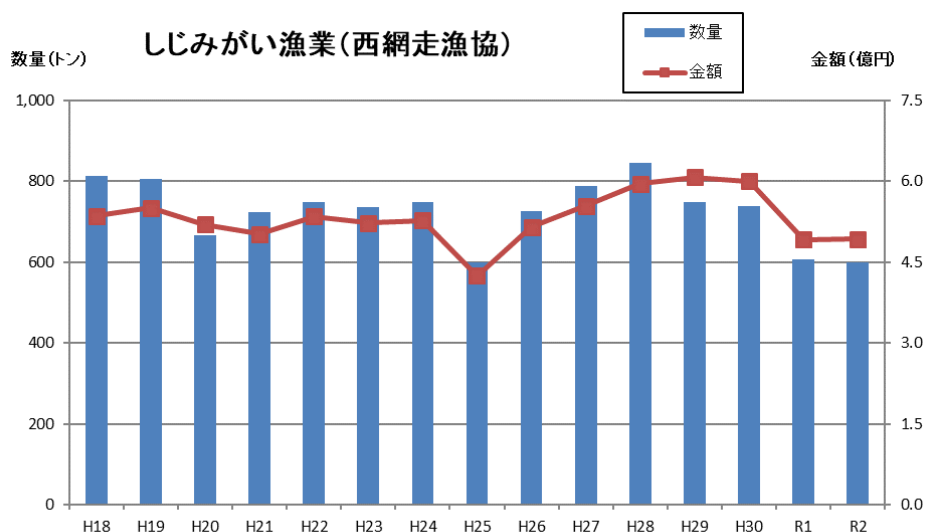
漁獲の安定を図るため、漁業関係法令の遵守を図るほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

休漁

○ しじみがいた網漁業（西網走漁協）

(1) 漁獲の状況

網走湖内でジョレンを使用する漁業であり、漁獲の状況についてはおよそ 600～800 トンで概ね安定して推移しており、令和 2 年は 598 トンとなっている。



(2) 資源管理措置

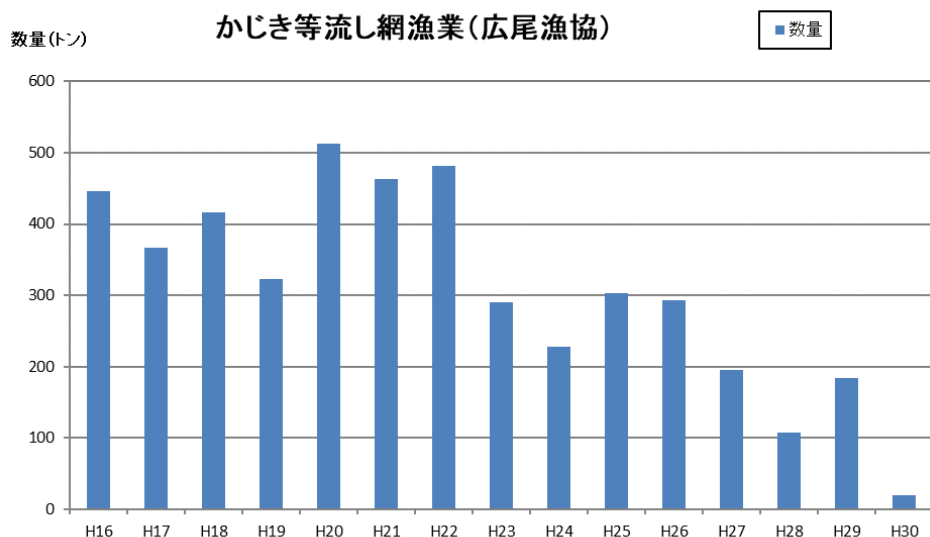
漁獲の安定を図るため、漁業関係法令の遵守を図るほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

休漁

○ かじき等流し網漁業（広尾漁協）

(1) 漁獲の状況

漁獲の状況については年による変動が大きく、およそ 200～500 トンで推移していたが、平成 30 年は 20 トンであった。



(2) 資源管理措置

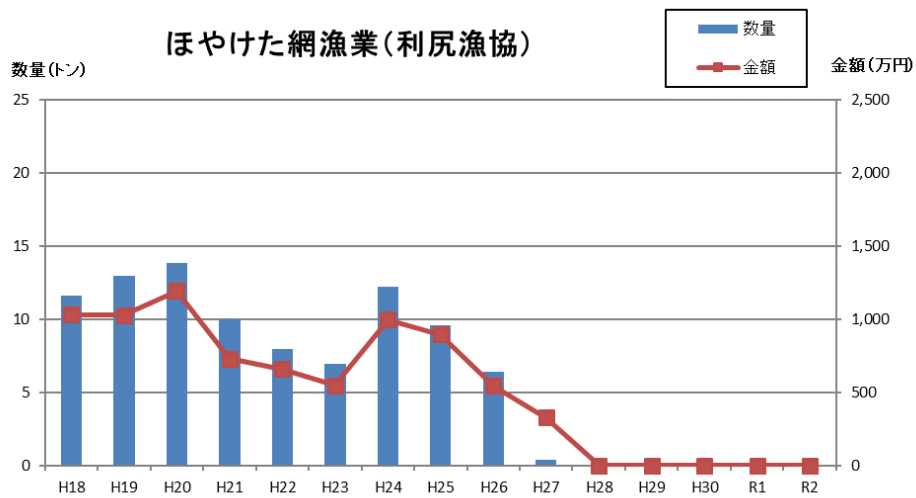
漁獲の安定を図るため、漁業関係法令の遵守を図るほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

休漁

○ ほやけた網漁業（利尻漁協）

（1）漁獲の状況

漁獲の状況については概ね 10 トン前後で推移していたが、近年は減少傾向にあり、平成 27 年は 0.4 トン、平成 28 年以降は休漁のため漁獲なしとなっている。



（2）資源管理措置

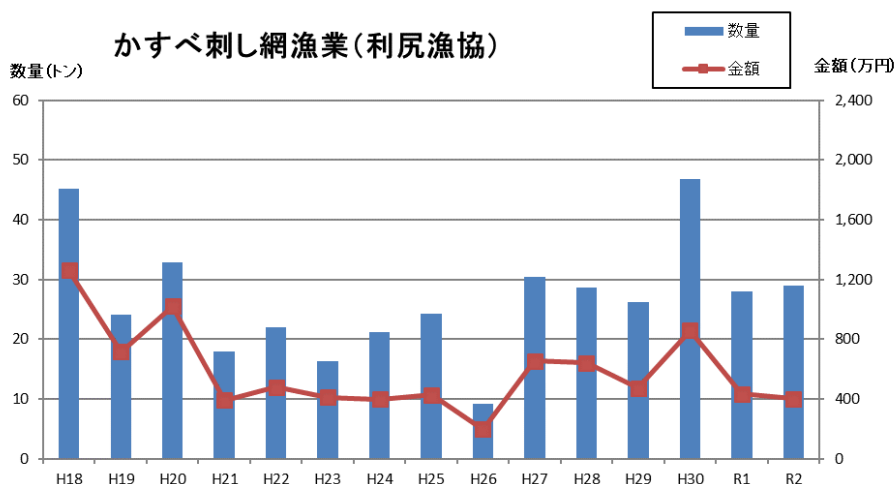
漁獲の安定を図るため、漁業関係法令の遵守を図るほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

休漁

○ かすべ固定式刺し網漁業（利尻漁協）

（1）漁獲の状況

平成 18 年には 45 トンの漁獲があった一方、平成 26 年は 9 トンを記録するなど年による変動が大きく、およそ 10～45 トンで推移しており、令和 2 年は 29 トンであった。



（2）資源管理措置

漁獲の安定を図るため、漁業関係法令の遵守を図るほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

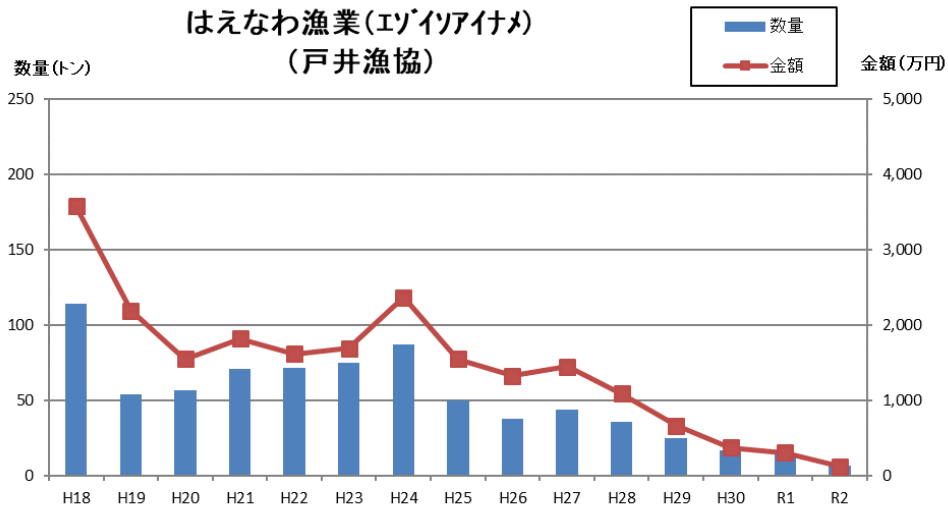
休漁

○ はえなわ漁業（エソイソアイナメ）（戸井漁協）

（1）漁獲の状況

平成 16 年に 154 トンの漁獲があったが、平成 25 年以降は減少傾向にあり、令和 2 年は 7 トンであっ

た。



(2) 資源管理措置

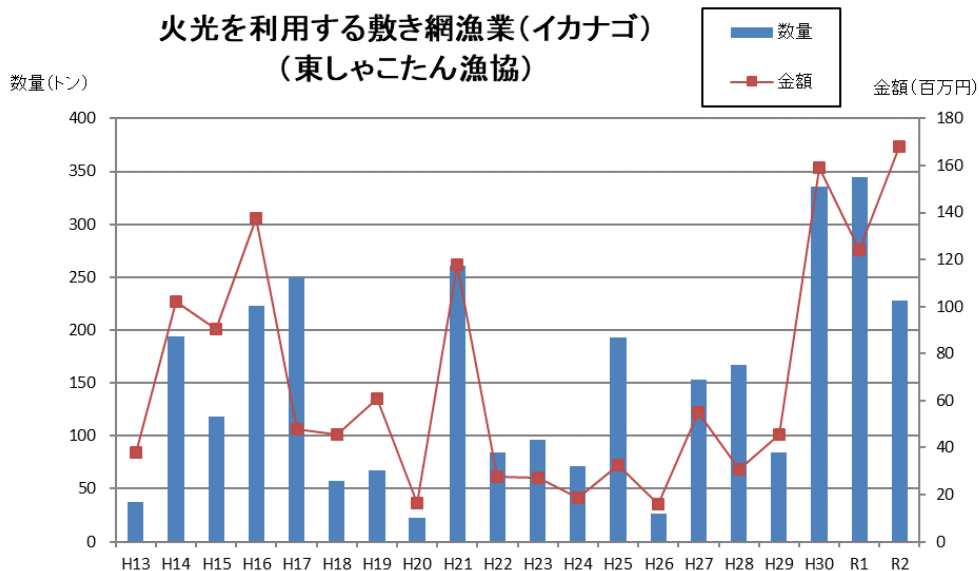
漁獲の安定を図るため、漁業関係法令の遵守を図るほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

休漁

○ **火光を利用する敷き網漁業(イカナゴ)(東しゃこたん漁協)**

(1) 漁獲の状況

平成 11 年以降では、漁獲量は平成 20 年の 22 トンから、令和元年の 344 トンの範囲で大きく変動しており、令和 2 年の漁獲量は 227 トンであった。



(2) 資源管理措置

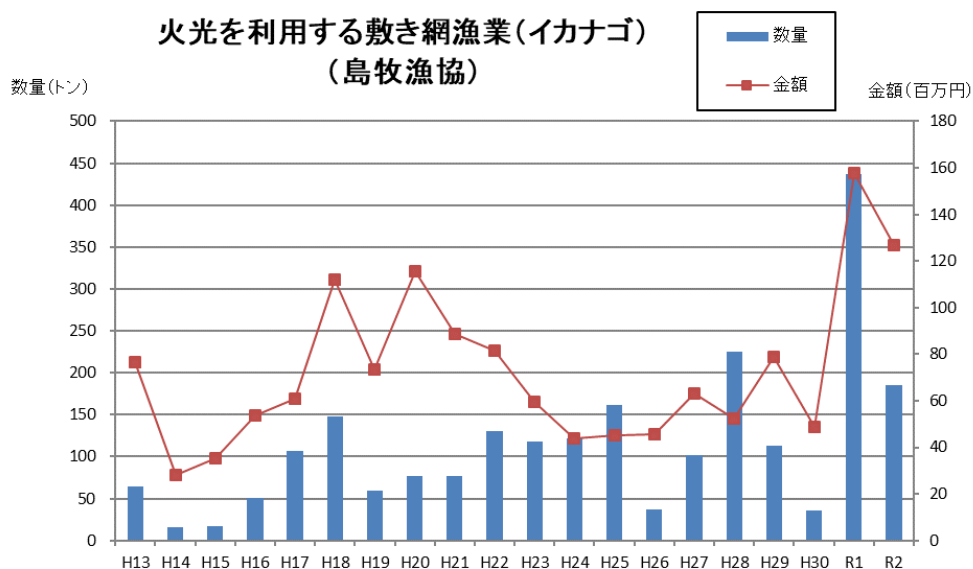
漁獲の安定を図るため、漁業関係法令の遵守を図るほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

休漁

○ 火光を利用する敷き網漁業（イカナゴ）（島牧漁協）

（1）漁獲の状況

平成 11～30 年の漁獲量はおよそ 15～225 トンであったが、令和元年に漁獲量が 437 トンと急増し、令和 2 年も 185 トンと引き続き高い水準にある。



（2）資源管理措置

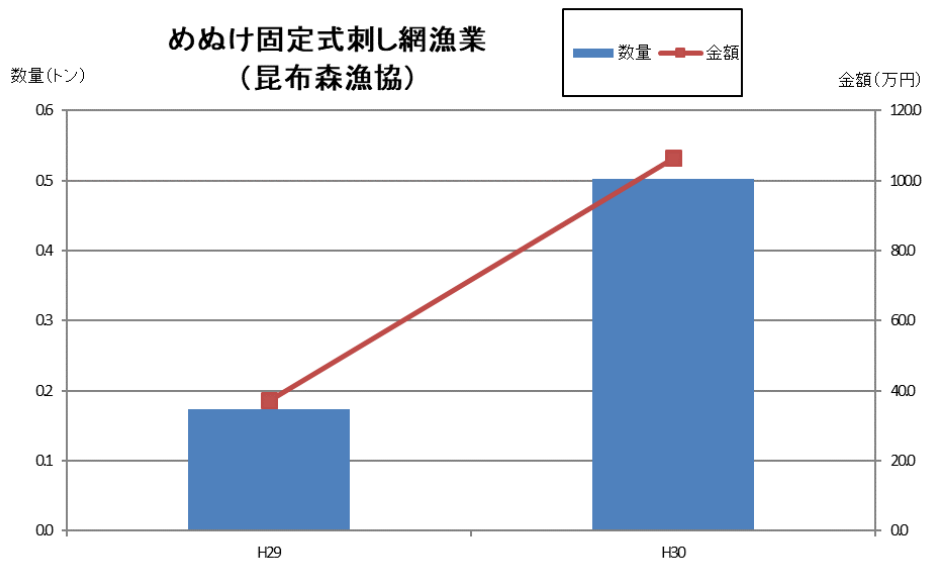
漁獲の安定を図るため、漁業関係法令の遵守を図るほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

休漁

○ めぬけ固定式刺し網漁業（昆布森漁協）

（1）漁獲の状況

平成 29 年から漁獲されており、平成 30 年の漁獲量は 0.5 トンであった。



(2) 資源管理措置

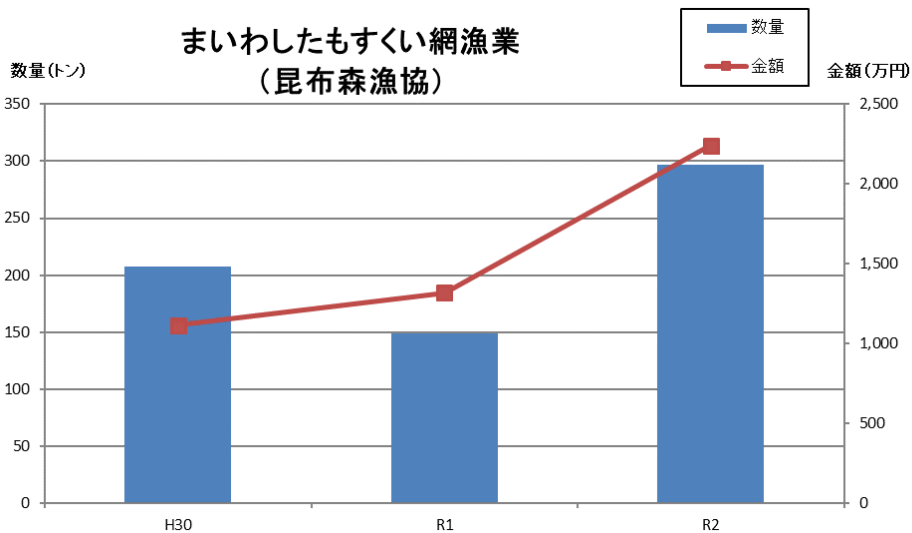
漁獲の安定を図るため、漁業関係法令の遵守を図るほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

休漁

○ まいわしたもすくい網漁業 (昆布森漁協)

(1) 漁獲の状況

平成 30 年から漁獲されており、平成 30 年の漁獲量は 207 トン、令和元年の漁獲量は 149 トン、令和 2 年の漁獲量は 297 トンであった。



(2) 資源管理措置

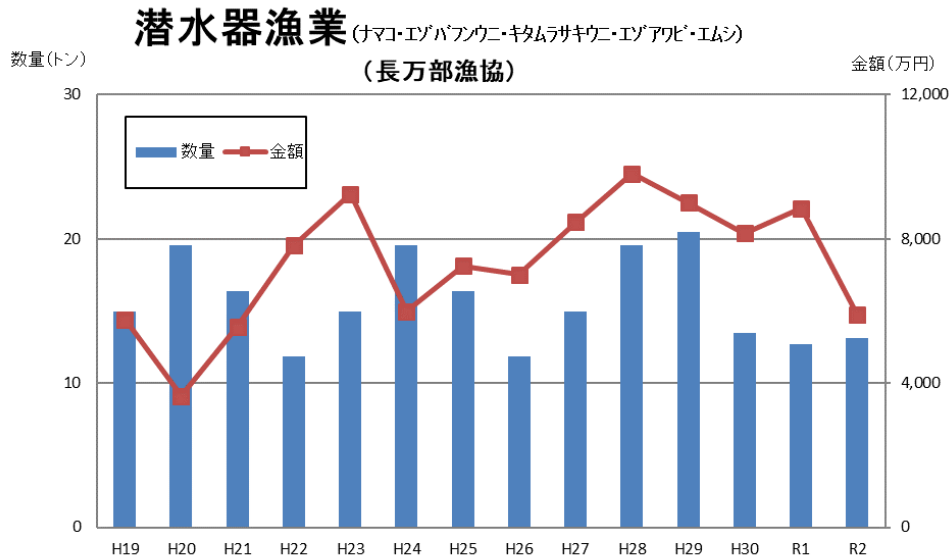
漁獲の安定を図るため、漁業関係法令の遵守を図るほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

休漁

○ 潜水器（ナマコ・エゾバフンウニ・キタムラサキウニ・エゾアワビ・エムシ）漁業（長万部漁協）

（1）漁獲の状況

漁獲量はおおむね 10～20 トンの間で推移しており、令和 2 年の漁獲量は 13 トンであった。



（2）資源管理措置

漁獲の安定を図るため、漁業関係法令の遵守を図るほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

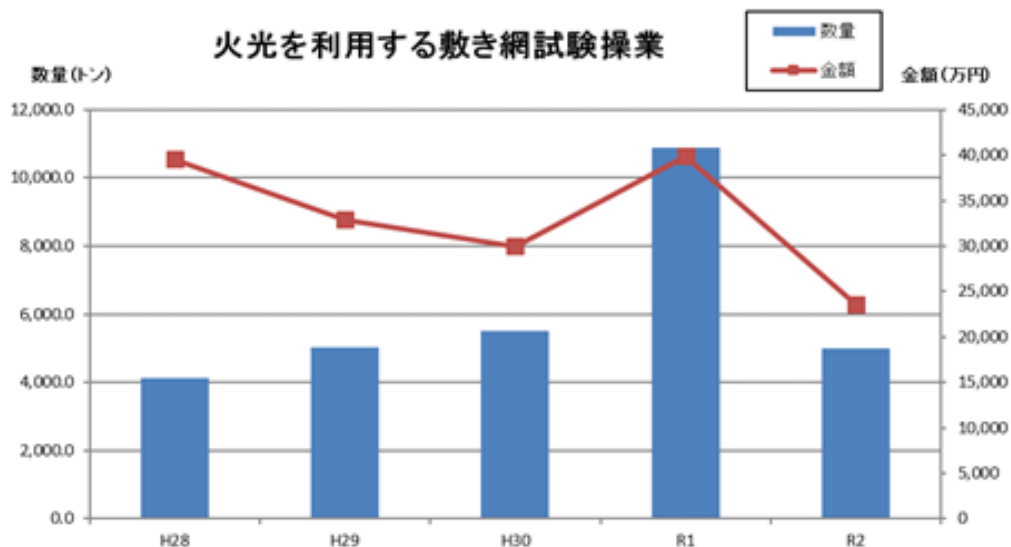
休漁

6 火光を利用する敷き網試験操業

（1）漁獲の状況

当該試験操業については、平成 27 年にロシア 200 海里水域内におけるさけ・ます流し網漁業が禁止となったことを受け、平成 28 年から国のもうかる漁業創設支援事業を活用し、他魚種への転換のための実証事業としてサバ類・マイワシを対象として行っているものである。

漁獲の状況を見ると、令和 2 年の漁獲量は 4,997 トンであった。



（2）資源管理措置

漁獲の安定を図るため、当該試験操業においては、漁業関係法令の遵守を図るほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

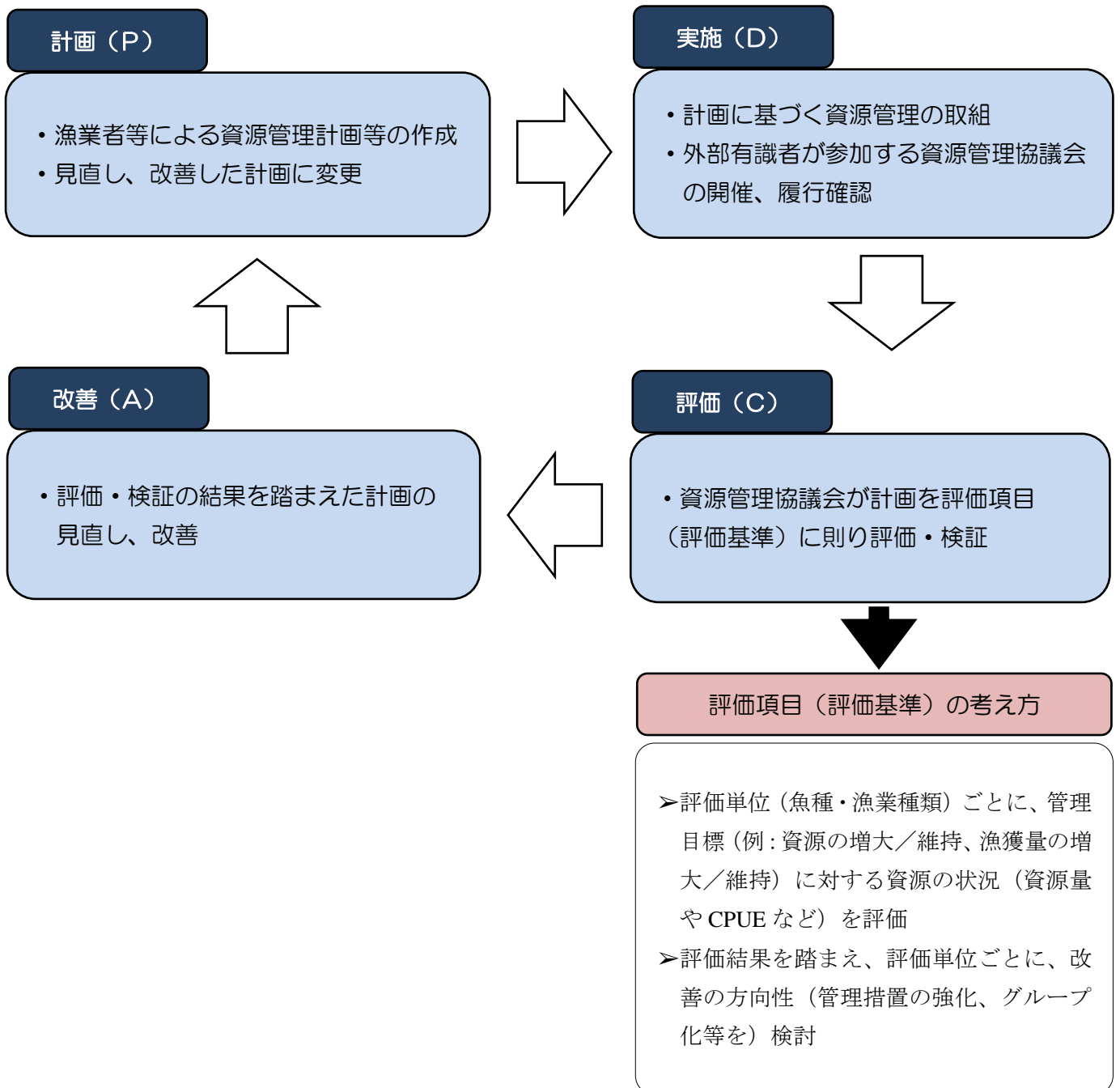
休漁

第3 資源管理計画の評価・検証及び高度化の実施方針

本資源管理指針に従い作成された資源管理計画については、以下に示す手順・方法により、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Act）のPDCAサイクルを着実に実施することを通じて、漁業や資源を取り巻く状況等に応じた適切な資源管理の推進を図ることとする。

- ① 策定後4年を経過した次の年度に、各資源管理計画に基づく資源管理措置の実施により資源の維持・回復等の効果が見られるかどうか、その資源管理措置が適切かどうか等につき、評価・検証する。
- ② 評価・検証については、外部有識者（漁業や資源管理についての専門的知識を有するものなど）が参加する資源管理協議会が実施する。
- ③ 指標は、対象魚種の資源量やCPUEの経年的な動向を基本とし、現時点で資源量やCPUEの把握が難しい魚種や漁業種類についても、漁獲努力量や漁獲量といった経年的な変化を組み合わせた定量的な資源動向を把握できるよう必要なデータ収集・蓄積などの体制整備を図るものとする。
- ④ 評価・検証の結果を踏まえ、資源管理計画の目標、管理措置の内容等の見直し、改善を図るものとするとともに、資源管理措置を講ずる漁業者及び関係団体への周知徹底を図る。

【資源管理計画の評価・検証及び高度化のサイクル（PDCAサイクル）】



第4 その他

本資源管理指針に従い、関係する漁業者等が資源管理計画を定めた場合には、同計画に記載される資源管理措置について各関係漁業者は誠実に履行することが必要であるため、北海道資源管理協議会は、別紙に記載する手段を用い、その履行を適切に確認することとし、各関係漁業者は、同協議会の行う履行確認に積極的に協力しなければならない。

さらに、各関係漁業者は、休漁期間中も含め、種苗放流や漁場整備などの取組に積極的に参加し、資源の増大に努めるとともに、水質の保全、藻場・干潟の保全、造成、森林の保全、整備等により漁場環境の改善にも引き続き取り組む必要がある。

第5 本指針の廃止

- 1 本指針に基づく資源管理計画は、漁業法第 124 条に基づく資源管理協定（以下、「漁業法に基づく資源管理協定」という。）へ順次移行し、令和5年度末までに移行を完了することとし、これに伴い、本指針を廃止する。
- 2 なお、北海道資源管理方針への位置付けが行われ、資源管理計画から漁業法に基づく資源管理協定への移行を完了した資源又は漁業種類については、本指針の記載内容を順次削除・整理し、北海道資源管理方針と整合性のとれた記述とする。

附 則

- 1 この指針は平成 23 年 3 月 31 日から施行する。
- 2 平成 23 年 8 月 23 日一部変更
- 3 平成 23 年 12 月 1 日一部変更
- 4 平成 24 年 2 月 27 日一部変更
- 5 平成 24 年 7 月 25 日一部変更
- 6 平成 24 年 12 月 10 日一部変更
- 7 平成 25 年 2 月 25 日一部変更
- 8 平成 25 年 7 月 25 日一部変更
- 9 平成 26 年 3 月 5 日一部変更
- 10 平成 26 年 8 月 13 日一部変更
- 11 平成 27 年 3 月 2 日一部変更
- 12 平成 27 年 3 月 19 日一部変更
- 13 平成 27 年 7 月 10 日一部変更
- 14 平成 28 年 2 月 23 日一部変更
- 15 平成 28 年 3 月 18 日一部変更
- 16 平成 28 年 10 月 17 日一部変更
- 17 平成 29 年 12 月 1 日一部変更
- 18 平成 30 年 9 月 5 日一部変更
- 19 平成 31 年 4 月 1 日一部変更
- 20 令和 元年 12 月 23 日一部変更
- 21 令和 2 年 3 月 13 日一部変更
- 22 令和 3 年 1 月 25 日一部変更
- 23 令和 3 年 5 月 19 日一部変更
- 24 令和 4 年 9 月 28 日一部変更

資源管理措置の履行確認手段について

各漁業者の行う資源管理措置の履行確認に当たっては、下記左欄の資源管理措置ごとに、右欄に掲げる各手段を用いることとする。

資源管理措置	履行確認手段
休漁	漁協伝票 電算システムによる集計表 等
操業期間規制	確認報告書 等
操業区域規制	確認報告書 等
漁獲量規制	漁協伝票 電算システムによる集計表 等
漁獲物規制	漁協伝票 電算システムによる集計表 荷受規格一覧表 等
漁具規制	確認報告書、漁具写真 等
隻数規制	漁協伝票 電算システムによる集計表 等
種苗放流	種苗放流に要する経費を負担した証拠書類等
漁場整備	漁場整備に要する経費を負担した証拠書類等
操業日数の上限設定	漁協伝票 電算システムによる集計表 無線日誌 等